

研究報告

『国土教育』の視点から見た社会科教科書の検証と次世代教育論 —豊かで安全な国土をつくっていく、そのための『人づくり』—



森田 康夫

技術・調達政策グループ
首席研究員

はじめに

『みんなが幸福になれるように — 世の中のおおぜいの人の幸福や利益のためにもうけられているものが、公共しせつです。社会には乳児院やたく児所や養老院などのほか、いろいろな公共しせつがあります。つぎの表は、そのおもなものです。』

健康、安全	保健所、病院、水道、下水、警察署、消防署、火の見やぐら、公衆浴場など
交通、通信	鉄道、バス、駅、道路、橋、郵便局、ポスト、公衆電話、電柱、道路標識など
教育、レクリエーション	学校、公民館、図書館、博物館、美術館、動物園、植物園、遊園地、公園など

これらのなかには、知っているものがたくさんあるでしょう。それはどれとどれか、それが私たちの生活にどのように役立っているか、話しあってみましょう。

むかしにくらべると、今はこういうしせつがずいぶんとのっています。しかし、まだこれでじゅうぶんだとはいえません。公共しせつがもっとりっぱになれば、それだけみんなが幸福になれるのです。

公共しせつについてだいたいなことをきめるのは、国や地方の議会です。議会では公共しせつのほかにも、みんなを幸福にするための、いろいろなきそくやしくみをきめます。だから、国民の一人一人がものごとを正しく判断できる力を身につけて、りっぱな議員を選挙することがたいせつなのです。

社会の役にたつ人間になるためには、私たちがこれから勉強しなければならないことがたくさんあります。』

これは、わが国を代表する民俗学者であり、また戦後の国語科・社会科教育に並々ならぬ関心を持って臨んだ柳田国男監修の幻の小学校社会科教科書『日本の社会』（実業之日本社、小学2年～6年、昭28年文部省検定）のう

ち、小学6年生用の教科書の最後のページの下りである。当に、卒業を間近に控えた12歳の子供たちに柳田が贈るはなむけの言葉である。

「社会科」を「世間教育」としてとらえ、「十人並みの人間をつくること、一人前の選挙民をつくること」を目標とした柳田は、「社会科」授業に教科書を用いることには一貫して消極的であったが、常々自ら語っていた観点からの教科書なら作ってもよいとして、民族学研究所の関係者と、実際に社会科の教育にあたっていた成城学園の先生方とで社会科教育についての談話会を持ち、情熱を傾けて作りあげた教科書、それが『日本の社会』である。

一貫して子供の視点に立ち、子供に対する愛情あふれる柳田の教育論は、きわめて示唆に富んでおり、また、冒頭の下りだけを見ても、『公共施設』の整備を『国民の幸福』論で語る熱い想い、『リテラシー』の重要性を説くシャープな視線は、半世紀余を経た現在読んでも、啓発されるところ大である。

さて、こうして柳田が目指した「社会科教育」「世間教育」は実現されたのであろうか、柳田が言う「人並み」「世間並み」の人間を育てることはできたのであろうか。また、さらに言えば、戦後昭和20～30年代に教育を受けた親を持つ子供たち（私を含め）は、どのような教育を受け、そして私の子供たちの世代は、現在、どのような教育を受け、どのような人間に育っているのであろうか。

日本青少年研究所では、定期的に国内外の青少年の意識及び行動についてのアンケート調査を実施しているが、この青少年の意識調査の国際比較のたびに日本の子供たちの特異性が浮かび上がる。たとえば、2006年の秋に米国、中国、韓国と日本の各国一千人強の高校生を対象として実施された「高校生の意欲に関する調査」では、「暮らしていける収入があればのんびりと暮らしていきたい」という設問に対し、「とてもそう思う」と答えた子供の割合は、米国が13.8%、中国が17.8%、韓国が21.6%という数値であるのに対し、日本は42.9%と群を抜いて高い。また、「あなたは偉くなりたいと思いますか」という設問

に対して、米国では66.1%、韓国では72.3%、中国では85.8%の高校生が「そう思う」と答えたのに対し、日本の高校生はなんと50%以上の高校生が「そう思わない」と回答している。

また、2008年の秋に米国、中国、韓国と日本の各国一千人前後の中学生と高校生を対象として実施された「中学生・高校生の生活と意識に関する調査」では、「私の参加により、変えてほしい社会現象が少し変えられるかも知れない」という設問に対し、「そう思う」と答えた子供の割合は、中学生で、米国53.3%、中国58.3%、韓国66.5%、高校生で、米国69.8%、中国62.7%、韓国68.4%であるのに対し、日本は中学生37.3%、高校生30.1%と群を抜いて低い。また、「自分はダメな人間だと思う」という設問に対して、「そう思う」と答えた子供の割合は、中学生で、米国14.2%、中国11.1%、韓国41.7%、高校生で、米国21.6%、中国12.7%、韓国45.3%であるのに対し、日本では中学生が56.0%、高校生が65.8%と、なんと6割もの日本の中高生が自分はダメな人間だと思っているとのことである。さらに、このアンケートでは、親を尊敬している割合が低かったり、親に褒められたり励まされたりする子供達が少ないなど、日本の中高生と親との関係が、決して望ましい状態に無いことが見て取れる。

小学生を対象としたアンケートでは、2006年秋到北京、ソウル、東京の各都市1,500～2,000人前後の小学4・5・6年生を対象として実施された「小学生の生活習慣に関する調査」がある。「クラスのリーダーになりたいか」という設問に「そう思う」と答えているのは北京46.0%、ソウル33.3%に対して東京は12.0%と極端に少ない。「先生に好かれる子になりたいか」「友だちから人気のある子になりたいか」という設問に対する答えも同様である。また、「おうちの方は、あなたに次のようなことを言いますか?」という設問に関して、「先生のいうことをよく聞きなさい」「親のいうことをよく聞きなさい」とよく言われている小学生の割合は、北京やソウルの子供達に比べかなり少ないことも特徴である。

残念なことではあるが、夢も希望もなく惰性で生きているような日本の子供たちの姿が浮き彫りになっている。学力低下論よりも前に、こうした子供たちの社会力、生活力の欠如を問題にすべきではないだろうか。柳田が目指した「国民の一人一人がものごとを正しく判断できる力を身に

つけ」た「社会の役にたつ人間」からはほど遠いと言わざるを得ないし、また、このことは単に子供たちの問題だけではなく、彼らを育ててきたわれわれ親の世代の教育の問題とも言える。アンケート調査結果からもその片鱗をかいま見ることが出来る。

表-1 「高校生の意欲に関する調査 (2007年4月発表)」 集計結果 (抜粋)⁴⁾

Q. 暮らしていける収入があればのんびりと暮らしていきたいですか

	日本	米国	中国	韓国
1. とてもそう思う	42.9	13.8	17.8	21.6
2. まあそう思う	37.9	33.0	23.4	40.2
3. あまりそう思わない	14.9	34.7	37.5	27.4
4. 全くそう思わない	4.0	17.7	20.5	10.1
無回答	0.3	0.8	0.7	0.7

Q. あなたは偉くなりたいと思いますか

	日本	米国	中国	韓国
1. 強くそう思う	8.0	22.3	34.4	22.9
2. まあそう思う	36.1	43.8	51.4	49.4
3. あまりそう思わない	42.7	14.6	9.8	25.4
4. 全くそう思わない	10.2	3.5	0.9	2.1
無回答	2.9	15.8	3.4	0.2

表-2 「中学生・高校生の生活と意識に関する調査 (2009年2月発表)」 集計結果 (抜粋)⁴⁾

Q. 私の参加により、変えてほしい社会現象が少し変えられるかもしれない

	中学生				高校生			
	日本	米国	中国	韓国	日本	米国	中国	韓国
①全くそう思う	10.2	14.0	17.4	11.7	6.5	16.9	19.6	11.4
②まあそう思う	27.1	39.3	40.9	54.8	23.6	52.9	43.1	57.0
③あまりそう思わない	40.9	19.5	29.4	26.9	49.8	19.5	28.3	25.5
④全くそう思わない	18.6	9.5	9.9	5.1	18.5	6.8	8.4	5.5
無回答	3.2	17.7	2.5	1.5	1.6	3.9	0.6	0.6

Q. 自分はダメな人間だと思う

	中学生				高校生			
	日本	米国	中国	韓国	日本	米国	中国	韓国
①とてもそう思う	20.8	4.7	3.4	7.9	23.1	7.6	2.6	8.3
②まあそう思う	35.2	9.5	7.7	33.8	42.7	14.0	10.1	37.0
③あまりそう思わない	31.8	16.2	24.3	44.6	25.5	19.7	34.1	43.2
④全くそう思わない	11.5	55.4	63.6	13.4	8.0	55.3	52.7	11.1
無回答	0.7	14.2	1.0	0.3	0.7	3.4	0.5	0.4

Q. 親を尊敬している

	中学生				高校生			
	日本	米国	中国	韓国	日本	米国	中国	韓国
①全くそう	20.8	4.7	3.4	7.9	23.1	7.6	2.6	8.3
②まあそう	35.2	9.5	7.7	33.8	42.7	14.0	10.1	37.0
③あまりそうでない	31.8	16.2	24.3	44.6	25.5	19.7	34.1	43.2
④全くそうでない	11.5	55.4	63.6	13.4	8.0	55.3	52.7	11.1
無回答	0.7	14.2	1.0	0.3	0.7	3.4	0.5	0.4

Q. 親はよく私をほめたり励ましたりする

	中学生				高校生			
	日本	米国	中国	韓国	日本	米国	中国	韓国
①全くそう	18.3	51.1	34.8	23.1	13.7	39.6	14.9	17.4
②まあそう	39.5	31.8	38.6	51.6	41.6	36.8	38.7	53.7
③あまりそうでない	32.1	8.5	19.1	21.8	36.4	15.3	38.7	24.5
④全くそうでない	9.8	2.5	6.9	3.4	7.9	6.8	6.9	4.4
無回答	0.3	6.1	0.7	0.0	0.4	1.5	0.8	0.0

表-3 「小学生の生活習慣に関する調査（2007年3月発表）」
集計結果（抜粋）⁴⁾

Q. あなたはどのような人間になりたいですか

●クラスのリーダーになりたい

	東京	北京	ソウル
1) そう思う	12.0	46.0	33.3
2) どちらかというと思う	20.3	25.3	28.8
3) どちらかというと思わない	31.3	14.5	23.0
4) そう思わない	35.5	11.1	14.1
無回答	0.9	3.1	0.8

●先生に好かれる子になりたい

	東京	北京	ソウル
1) そう思う	10.4	60.0	47.8
2) どちらかというと思う	22.8	24.9	31.4
3) どちらかというと思わない	29.8	7.5	12.6
4) そう思わない	36.0	4.3	7.4
無回答	1.1	3.3	0.8

●友だちから人気のある子になりたい

	東京	北京	ソウル
1) そう思う	25.3	59.4	53.3
2) どちらかというと思う	30.8	23.4	25.9
3) どちらかというと思わない	25.1	9.1	13.5
4) そう思わない	18.1	5.2	6.2
無回答	0.8	3.0	1.1

Q. おうちの方は、あなたに次のようなことを言いますか？

●先生のいうことをよく聞きなさい

	東京	北京	ソウル
1) そう言う	20.3	45.2	43.7
2) たまに言う	25.5	24.0	29.9
3) あまり言わない	53.8	28.5	25.8
無回答	0.4	2.3	0.6

●親のいうことをよく聞きなさい

	東京	北京	ソウル
1) そう言う	18.6	41.7	38.7
2) たまに言う	29.2	24.1	34.8
3) あまり言わない	51.4	31.4	25.7
無回答	0.8	2.8	0.8

社会科教科書を検証する

1 社会科を学習する意味と学習指導要領の変遷

現在、われわれが享受している豊かで安全な生活は、われわれのご先祖様が農業基盤や交通基盤を整備し、川を治め、水資源を開発するなど、絶え間なく国土に働きかけることによって、国土から恵みを返してもらってきた歴史の賜物である。従って、現代に生きるわれわれの世代も、国

土に対して働きかけを続け、将来世代に対して、より良い社会基盤を引き継いでいかなければならない。そのためには、われわれ日本人の国土への働きかけの歴史について、また世界の国々の国土への働きかけの成果や現在の努力について学ぶことが不可欠である。

それでは、実際、わが国の義務教育では、社会科の授業内容はどうなっているのであろうか。この日本という国土を担っていくために必要な知識・教養を学ぶことは出来ているのだろうか。また、その前提として、ものごとを主体的に見極めるリテラシーを身につける教育を受けてきたであろうか。

小学校、中学校、高等学校等の各学校の各教科で実際に教えられる内容とその詳細について、学校教育法施行規則を根拠に定められているものが「学習指導要領」であり、戦後の社会科教育はこの要領に基づき実施されてきた。学習指導要領の変遷（概要）は以下の通りであるが、注目すべきは、社会科の授業時間数が、昭和20年代と比較して1/2以下に減っているという事実である。ちなみに私は昭和41年3月生まれなので、小・中学校を通して「現代化カリキュラム」で教育を受けた世代に該当するが、現行の「新指導要領」で教育を受けている私の子供たちと比べて、約4割も授業時間数は多かったことになる。

■ 昭和22年度版 / 学習指導要領（試案）

- ・ GHQによって戦後禁止されていた修身・歴史・地理が、新教育制度発足とあわせ「社会科（＝系統的な知識の習得よりも、問題を解決していく力を育て、それを通じて個性的な人間の育成を図ることをめざす教科）」として再生。
- ・ 当初、社会科は戦後の新しい理念に基づく教育の花形として脚光を浴び、多くの時間が配当された。

■ 昭和26年度版 / 学習指導要領（試案）

- ・ 中学第1学年は地理的分野、第2学年は地理および歴史的分野、第3学年は歴史および政治・経済・社会分野の問題を中心に単元構成されるようになった。

■ 昭和30年度版（単元学習から系統性重視へ）

- ・ 教育内容を系統的に習得させることが強調されるようになり、その傾向が強まっていく。
- ・ 中学では、第1学年は地理的分野、第2学年は歴史的分野、第3学年は政治・経済・社会分野を中心とする内容構成がさらに強められた。

表-4 学習指導要領・社会科の変遷^{7) 8)}

	小学校						中学校		
	1	2	3	4	5	6	1	2	3
昭和22年度版	一般社会						一般社会 国史		
昭和26年度版	一般社会						一般社会 日本史		
昭和30年度版	社会科						政治・経済・社会的分野 歴史的分野 地理的分野		
昭和33年10月告示 昭和33年10月施行	社会科 (663)						地理的分野 (140)	歴史的分野 (175)	政府・経済・社会的 社会的分野 (140)
昭和43年7月告示(小学校) 昭和46年4月施行(小学校) 昭和44年4月告示(中学校) 昭和47年4月施行(中学校)	社会科 (663)						地理的分野(140) 歴史的分野(140)	公民的分野 (140)	
昭和52年7月告示 昭和55年4月施行(小学校) 昭和56年4月施行(中学校)	社会科 (558)						地理的分野(140) 歴史的分野(140)	公民的分野 (105)	
平成元年3月告示 平成4年4月施行	生活科 (103)	社会科 (420)					社会科 地理的分野(140) 社会科 歴史的分野(140)	社会科 公民的分野 (105)	
平成10年12月告示 平成14年4月施行	生活科 (103)	社会科 (345)					社会科 地理的分野(105) 社会科 歴史的分野(105)	社会科 公民的分野 (85)	
	道徳(209)						道徳(105)		
	総合的な学習の時間(430)						総合的な学習の時間(210)		

■ 昭和33年10月告示・施行(系統性を重視したカリキュラム)

・昭和33年3月の教課審答申(道徳教育の徹底、基礎学力の充実および科学技術教育の向上)を受け、小・中学校における「道徳」の特設や全教科の内容改訂を伴う、新たな学習指導要領が告示・施行された。(公立学校に対して強制力のある指導要領へ)

・中学1年：地理的分野(週4時間)、2年：歴史的分野(週5時間)、3年：政治・経済・社会分野(週4時間)

■ 現代化カリキュラム((小)昭和43年7月告示、昭和46年4月施行、(中)昭和44年4月告示、昭和47年4月施行)

・戦後最高レベルの濃密な学習指導要領。時代の進展に対応した教育内容の導入で教育内容の現代化を実現。
・中学校社会科の「政治・経済・社会的分野」を「公民的分野」に改めた。

■ ゆとりカリキュラム(昭和52年7月告示、昭和55(小)・56(中)年4月施行)

・昭和51年12月教課審答申は、教育課程改善のねらいとして①人間性豊かな生徒の育成②ゆとりある充実

した学校生活③基礎的・基本的な内容の重視と生徒の個性や能力に応じた教育、を挙げた。これにより、小中学校の社会科の授業時数と指導内容が大幅に削減された。

■ 旧指導要領(平成元年3月告示、平成4年4月施行)

・昭和62年12月の教課審答申によって、社会科は大きく変わり、小学校1・2年の社会科が廃止された。「(社会科)・(理科)」のかわりに「生活科」を設置
・月に数回土曜日が休みになったのもこの頃から。

■ 新指導要領(平成10年12月告示、平成14年4月施行)

・現行の学習指導要領。
・学校完全週5日制の下、ゆとりの中で特色ある教育を展開し、生きる力を育成することをねらいとして、「総合的な学習の時間」が創設された。その一方で、教科の学習内容が大幅に削減された。

2 中学社会教科書と国土教育

次に、社会科授業の具体的内容を検定教科書をもとに検証してみる。まず、本節では、中学校社会科の教科書を、地理、歴史、公民の3分野毎に見ていくこととする。文部科学省による検定済の中学校社会科教科書は、現在8つの出版社から出されているが(表-5)、ここでは、最も多くの地区で採択されている「東京書籍」の教科書を取り上げ、時間軸に沿って(学習指導要領の改訂毎に)比較検討した。また検証の視点は、教科書に記載された地理・歴史・公民に関する内容全般と、特に社会資本整備・管理に関連する記述(国土の現状や課題、社会資本の役割や効果、社会資本整備に携わってきた人々の苦勞、世界の国々との比較等)である。

表-5 中学校「歴史教科書」「公民教科書」の全国採択地区数⁹⁾

	中学・歴史分野			中学・公民分野		
	H17	H13	H9	H17	H13	H9
大阪書籍	112	97	128	102	83	106
東京書籍	280	277	205	333	311	243
清水書院	16	16	24	22	33	29
日本文教出版	7	7	21	9	9	29
教育出版	80	101	122	83	91	110
帝国書院	91	59	9	43	34	3
日本書籍新社	11	41	83	6	37	72
扶桑社	5	2	0	1	0	0
合計	602	600	592	599	598	592

2-1 地理分野

教育内容を系統的に習得させることが強調されるようになった昭和 30 年の学習指導要領以降は、地理分野の検定教科書の学習項目・内容はほとんど変わらないが、「現代化カリキュラム」の昭和 46 年検定教科書と現行の平成 17 年検定教科書を比較すると、全体頁数は 2/3 に削減されている（本文 323 頁→本文 215 頁）。

また、内容的にも、前者の教科書では、日本の地誌、世界の国々の地誌を系統的・網羅的に学習することができたのに対して、後者の教科書では、ごく一部の地誌しか学ぶことができない（例えば、世界の地誌については、アメリカ、中国、フランスについてはしっかり学べるが、あとはブラジル、マレーシア、オーストラリア、ガーナについて補足的に学べる程度で、それ以外の国については全くふれられてもない）など、学習範囲がかなり限定的になっているといわざるを得ない。

しかし、そのような環境下において、現行の教科書は、「深めよう」や「発展」といった発展的学習コーナー等も活用して、次のような魅力あるテーマを取り上げ、積極的に記述していることが特徴として見て取れる。

- 利根川水系の水利用 (0.5 頁)
- EU の交通ネットワーク整備 (1 頁)
- 大陸と比較して、日本が地震多発地域で、流域面積の狭い急流河川を持つという特徴
- 過疎・過密問題及び世界の都市形成史 (8 頁)
- 新幹線や高速道路の整備による効果（時間的短縮、産業立地、地域の緊急医療への影響）(5 頁)

2-2 歴史分野

昭和 30 年の学習指導要領以降は、歴史分野の教科書も地理分野の教科書同様、その学習項目・内容はほとんど変わらないが、「現代化カリキュラム」の昭和 46 年検定教科書と現行の平成 17 年検定教科書を比較すると、地理分野と同じように全体頁数は 2/3 に削減されている（本文 297 頁→本文 220 頁）。

また、歴史分野の教科書では、わが国の歴史の大きな流れと各時代の特色を理解するため、歴史的出来事や歴史上の人物・文化遺産を中心に通史が取りまとめられているため、国土形成の歴史や社会資本の役割や効果、社会資本整備に携わってきた人々の苦労など「国土教育」に関係する記述は極めて限定的である。現行の教科書（東京書籍）における「国土教育」に関係する記述は概ね以下の通りであるが、いずれにせよ通史の中のごく一部に極めて限定的にそれぞ

れが記述されているため、「国土教育」を学ぶ材料として、歴史分野の教科書に効果的な役割を期待することは難しい。

- 渡来人が灌漑用のため池をつくる技術を伝えた (5 世紀頃)
- 平城京の整備、都と国府を結ぶ道路の整備 (奈良時代)
- 班田収授法と墾田永年私財法 (奈良時代)
- 行基のみちづしん (橋や用水路の整備) (奈良時代)
- 平清盛による兵庫港整備 (平安時代末期)
- 農村における灌漑用水路の整備や管理 (室町時代)
- 太閤検地 (安土桃山時代)
- 東海道など五街道の整備と宿駅・関所の整備 (江戸時代)
- 幕府の新田開発 (江戸時代)
- テーマ学習：野田市の醤油づくりと利根川の河川工事 (江戸時代)
- 伊能忠敬の日本地図 (江戸時代)
- 水野忠邦による印旛沼の干拓 (江戸時代)
- 鉄道の開通 (イギリスの産業革命)
- 鉄道の開通、汽船の運航、郵便制度や電信網整備、北海道開拓 (明治維新)
- スエズ運河の開通 (欧米の植民地政策)
- 鉄道ネットワークの整備と国有化 (明治時代)
- テーマ学習：北関東鉄道の建設と地域社会 (明治時代)
- 関東大震災後の復興・都市計画 (大正～昭和時代初期)
- アメリカのニューディール政策 (世界恐慌)

とは言え、検定教科書の中には、社会資本整備に取り組んだ先人の苦労や評価を積極的に取り上げている事例も無いわけではない。

例えば、『中学生の社会科 歴史 日本の歩みと世界』（日本文教出版）では、「見て・感じて・つかむ歴史」の欄で、わが国の近代化遺産（幕末以降、昭和戦前期までの近代的手法によって建造された産業・交通・土木関係施設など）を取り上げ、日本の近代化に大きく貢献した施設として、その歴史的な役割や文化財としての価値について考えることを促している。

また、『改訂版 新しい歴史教科書』（扶桑社）では、戦前の日台関係史に関係して、「人物コラム」欄で「台湾の開発と八田與一」と題したテーマを取り上げ、一人の土木技術者を詳しく紹介している。八田與一は、台湾南部の嘉南平野の上流に巨大なダムを作り、嘉南平野を広大な穀倉地帯に変貌させた、今も台湾で尊敬されている日本人土木技術者である。

一方、系統的学習教科書になる以前の単元学習の時代には、「都市や村の生活はどのように変わってきたか（昭和 27 年検定教科書・中学 2 年）」や「世界の諸地域はどの

見て・感じて・つかむ歴史
近代化遺産の価値

幕末以降、昭和戦前までの近代的手法による産業・交通・土木関係の建造物などを近代化遺産とよんでいる。日本の近代化に大きく貢献したこれらの建造物は、保存・継承しようという動きがあるいっぽう、とりこわれ、消えてしまったものも少なくない。しかし、このような近代化遺産はまだ全国各地に残っており、身のまわりを注意深く見れば、容易に見いだせるはずである。



○横浜船渠二号ドック(横浜ドックヤードガーデン)
(神奈川県横浜市西区) 1897(明治30)年に建造された長さ170m、幅25mの石づくりのドック。



○種子元島灯台(静岡県下田市) 石づくり円形の洋式灯台。1870(明治3)年に建てられ、高さ18m、壁の厚さは1.8mもあり、いまでも光を放っている。



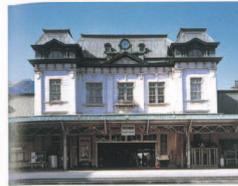
○安積疎水(福島県郡山市) 1878(明治11)年に計画され、翌年に起工。2年半の歳月を費やして、1882年8月に完成。疎水により開拓地の干害は除かれた。



○布引五本松ダム(兵庫県神戸市) 日本で最古の重力式コンクリートダムで、1900(明治33)年に完成した。高さ33m、堤の長さは110mあまりある。



○別子銅山(愛媛県新居浜市) 日本有数の銅山で、1681(元禄4)年に開坑し、以来、1973(昭和48)年の閉山まで、280余年にわたって採掘された。



○門内港駅(福岡県北九州市) ローマのテルミネ駅を模して建てられ、1914(大正3)年に完成した。鉄道施設としては、全国ではじめての重要文化財。



○種永第五トンネル(群馬県安中市) 1912(明治45)年、長距離鉄道としては日本で最初に電化された。長野新幹線の開通にもない廃線になった。



○種永新第三橋梁(群馬県安中市) 高さは31mあり、レンガ200万個を用いてつくられた。近代化遺産で重要文化財に指定された第一号である。

地域の近代化遺産に注目し、その歴史的な背景や文化財としての価値について考えてみよう。



○日八種製鉄所(福岡県北九州市) 1901(明治34)年に操業を開始した。以後、順調に発展し、明治の後期には日本重工業の心臓部となった。



○下野煉瓦製造会社ホフマン窯(栃木県栃木市) ホフマン窯とは、連続して煉瓦を焼くことのできる窯。煙突の高さ34メートル、周囲約100メートル。

図-3 近代化遺産の価値 (現行中学歴史教科書の記載例①)¹⁶⁾



台湾の開発と八田與一 人物コラム

日本の統治下にあった台湾の嘉南平野は、台湾の全耕地面積の6分の1をしめるほどの広さだが、悲惨な状態にあった。雨期の洪水と乾期の水不足に悩まされる不毛の土地にひとしかった。

石川県に生まれ、東京帝国大学で土木技術を学んだのち台湾總督府に赴任した八田與一(1886~1942年)は、現地を調査して工事計画書を提出した。それは、嘉南平野の上流の川

をせき止めてダムをつくり、安定して水を供給する灌漑施設をつくるというものだった。工事は困難をきわめた。ある日のこと、石油ガスの爆発がおこり、50人あまりが死亡する大惨事となった。八田は「もう私のいうことを聞いてくれる人はいないだろう」と嘆いたが、台湾の人たちは「事故はあなたのせいじゃない。おれたちのために、台湾のために、命がけで働いているのだ」と逆に八田をはずました。

1930(昭和5)年、10年がかりの世紀の大事業は完成し、嘉南平野は緑の大地に生まれ変わった。アメリカの土木学会は、「八田ダム」と名づけ、世界にその偉業を紹介した。

図-4 台湾の開発と八田與一(現行中学歴史教科書の記載例②)¹⁷⁾

ように結びついてきたか(同・中学1年)」といったテーマを学習単位として取り上げ、それぞれ約100頁を割いて、都市や村の形成の歴史、これらをつなげる交通の発達、都市や村の生活をよくするための社会資本整備の歴史と今後の方策、海外の都市形成・交通発達の歴史との比較等を取りまとめている中学社会科教科書が存在していた。このような教科書で授業を受けた者は、わが国の国土形成の歴史を学ぶことで、自分たちが先人たちの努力の成果のうえで暮しているという実感を共有できたであろう

し、また、長年の国土への働きかけの努力が結実した「現在の国土」をどう改善して次の世代に渡すのかについて、思いをはせることも可能となったであろう。さらには、世界の人々の努力を知ること、この日本という国土をよりよくしていくために自分たちが今何をなすべきかについて、世界をも視野に入れた自立した物差しで考えることができたのではないかと。

なお、歴史分野の教科書については、以前から様々な議論があるため、今回、採択数の最も多い東京書籍の教科書だけに限らず、できるだけ広く検定教科書を比較検討してみることとしたが、1、2社を除きほぼ同様の記載傾向にあることがわかった。それは、前述の通り「われわれは、先人たちの努力の成果のうえで暮している。また、われわれは、世界の人々と競争しながら生きている。」というような自主自立の思考が深まっていかないという点であり、また、各教科書の最後のとりまとめの部分(今後の課題の部分)で、ほとんどの教科書が一律に、差別反対・人権重視・反戦平和・地球市民の思想に立脚しているという点である。

学習指導要領の目標の冒頭には「我が国の文化と伝統の特色を広い視野に立って考えさせるとともに、我が国の歴史に対する愛情を深め国民としての自覚を育てる」とあるが、果たして小・中学校の歴史教科書に相応しいのは、地球市民的発想に立った教科書だろうか、それとも日本の歴史と伝統に立脚した教科書だろうか。

それを判断するのは、最終的には国民一人一人であるが、見解に対立のある社会的・政治的事項を普通教育で扱うのであれば、両者の見解を並記した上で、「教科書では語りきれないので、大きくなったらいろんな書物や資料から多くのことを学んで、自分なりの考えを持とう。そして、その意見を選挙で行使しよう。それが民主主義だ。」と教えてあげた方が将来につながるし、思考の自立にもつながると思う。世の中には正解などなくて、一つのものごとに関しても、いろいろな見方や考え方があるのだ、それをいずれは自分で判断して答えを導かなければならないのだ、ということ学ばせることこそ重要ではないか。

2-3 公民分野

中学校社会科では、政治・経済・社会について学ぶ授業を「公民的分野」と呼称しているが、戦後の中学校教育の中で、この「公民的分野」ほど期待され、そしてその内容が大きく様変わりしてきた教科はない。

戦後、この公民的分野は長らく「政治・社会・経済的分野」と呼ばれていたが、昭和44年に「公民的分野」と改称され、その後、昭和52年及び翌年の学習指導要領改訂に伴って、「公民的資質」の育成という小学校から高等学校にかけての統一方針が掲げられることになり現在に至る。

検定教科書のもととなる学習指導要領における公民的分野の授業時数及び授業内容の変遷を見てみると、まず、授業時数は地理分野や歴史分野同様、大きく削減されており、「現代化カリキュラム」の昭和44年学習指導要領と現行の平成10年学習指導要領を比較すると、年間140時間(週4コマ)から年間85時間(週2～3コマ)へと、約4割も授業時数が削減されている(昭和30年以前の学習指導要領では、授業時数は定められていない)。また、授業内容について比較すると、「章」及び「節」レベルのキーワードを比較するだけでも、「芸術」「宗教」「政府」「家庭」「家族」「学校」「職業」「文化」といった言葉がどんどん消えていき、「個人」「人間」「世界」といった単語に置き換わってきていることがわかる。

次に、具体的な検定教科書(いずれも東京書籍)で内容

の変化をレビューした。結果、以下のような4つの大きな変化が確認できた。

(1) 家庭教育の扱いが小さくなった

青少年の問題行動が増加していることは周知のことと思う。『平成21年度版・青少年白書』(内閣府)によると、平成20年に警察が取り扱った校内暴力事件の事件数は1,212件で、前年に比べ88件(7.8%)増加しており、そのうち教師に対する暴力事件は646件で、前年に比べ104件(19.2%)増加している。また、同年に少年相談や補導活動等を通じて警察が認知した少年による家庭内暴力の件数も1,280件と、前年に比べ67件(5.5%)増加した。対象別にみると、母親に対するものが最も多いという結果である。さらに、「はじめに」で記述したアンケート調査結果(日本青少年研究所)からも、日本の親子関係が、米国や中国、韓国の親子関係と比べ希薄になっていることが見て取れた。これらの青少年に関わる問題の増加と社会科(とりわけ公民的分野)の教育水準の低下との間に因果関係は無いであろうか。

昭和27年の検定教科書では、家族教育を第1学年で扱い、『単元I 家庭や学校の生活を明るくするにはどうすればよいか』において、学校生活に約40頁、家庭生活に約30頁をあてていた。私が学んだ「現代化カリキュラム」の昭和46年検定教科書でも、『第1章 わたしたちの家庭生活』に20頁が割り当てられていた。それが現行の平成17年検定教科書では、『個人と社会生活』という1節の中で、実質2頁弱しか充てられていない。これでは、家庭についても親子関係についても語ることは困難であるとしか言いようがない。分量が少ないので、全文を掲載しておく。

【多様化する家族】 家族は、私たちが最初に出会う最も身近な社会集団で、夫婦、親子、きょうだいなどから構成されています。そのなかでわたしたちは安らぎを得、支え合い、成長し、社会生活に必要な基本的ルールを身につけていきます。しかし、人々が家族に求めるものは時代によって変化してきており、今日、家族の多様化が進んできています。

例えば、家族の形態についてみると、かつて日本では、大家族が多く見られましたが、今日では、親とまだ結婚していない子どもだけ、および夫婦のみの核家族世帯が全体の約6割を占めています。また、一人だけで生活している一人世帯も増えてきています。

【家族についての原則と法律】 家族についての基本的な原則は、「個人の尊厳と両性の本質的平等」です(日本国憲法第24条)。家族は、おたがいに助け合っていかなければなりません。その場合でも、家族一人ひとりの人格と自主性を尊重することが大切です。民法では家族について、夫婦はたがいに協力し、子どもに親権を行使するとい

うことが明文化されています。

【男女共同参画社会に向けて】戦前の日本は、個人よりも「家」を重んじる制度（家制度）をとっていました。戦後、日本国憲法と改正された民法などによって、法律の上では男女平等が実現しました。しかし、今日においても、「男は外で仕事、女は家で家事、育児」といった伝統的な性別男女役割分担の意識が、多くの人々に残っていることも事実です。……（以下、男女共同参画の流れ）

(2) 政府（行政）や公務員の役割は

次に、政治分野について、昭和27年の検定教科書では、中学第3学年の『単元Ⅱ 政治と生活はどのようにむすびついているか』において、政府や公務員の役割に約25頁をあてていた。社会資本整備関係でも、鉄道や道路の整備・修繕、災害復旧事業、河川改修や利水事業、住宅建設等の取り組みやその役割が、『政府の行う事業』として約2頁にわたり記述されていたし、『公務員』という節では、約3頁にわたり公務員の役割や課題が述べられていた。これに対して現行の平成17年検定教科書では、行政に関する記述が9行、公務員に関する記述が7行という扱いである。これについても分量が少ないので、関係する内容の全文を掲載しておく。

【行政と内閣】国会が決めた法律や予算にもとづいて、国の政治を行うことを行政といいます。今日、行政の活動は、わたしちの生活のすみずみにまでおよんでいます。景気の安定や雇用の確保などの経済政策、道路・都市建設などの公共事業、医療や年金などの社会保障、公害規制や環境保全、教育・文化の向上、消費者保護など、その仕事はさまざまです。

行政は国の行政と地方行政とに分けられ、国の行政は、総務省や財務省などの各行政機関が分担して行っています。……（以下、内閣に関する記述）

【公務員】行政を担当する職員のことを公務員といい、国の公務員である国家公務員と、地方公共団体の公務員である地方公務員がいます。公務員は「全体の奉仕者」として国民生活のために仕事をします。

しかし、公務員からなる行政官庁の仕事には、それぞれの部門の利益を重視する「たてわり行政」、機械的・形式的に行政を行う官僚主義などの弊害が見られます。

(3) 自由主義から平等主義へ

基本的人権の取り扱いの変化も興味深い。公民教科書における「自由権」と「平等権」の扱いを見ると、戦後から昭和50年代前半まで、教科書は、自由権と平等権をフラットに取り扱うか、あるいは平等権よりも自由権を重視する傾向にあったが、昭和50年代後半以降になると、逆に平等権の方を重視するように転換している。そして、現行の平成17年検定教科書では、自由権が2頁であるのに対し、平等権は8頁となっている。

この自由権よりも平等権を重視する傾向は、私の子供たち

が中学受験をする際に使っていた学習塾の教材を見ながら感じていた違和感（自由権と平等権の比重の違いに関する消化不良のようなモノ）と同様のものである。私が教育を受けた当時の公民教科書では、これほどまでの扱いの差はなかった。この20～30年の間に何があったというのだろうか。民主主義の基本的思想は変わっていないはずである。

自由権と平等権の取り扱いこそ、昭和27年の検定教科書は、白眉中の白眉である。第3学年の『単元Ⅰ 民主主義はどのように発展してきたか』で約90頁を割いているが、そのバランスと内容の踏み込みは以降の教科書に類を見ない。そして、圧巻は最後のまとめの6頁。福沢諭吉の自主・独立の精神を紙面にいっぱい展開している。私は、このような迫力のある教科書をこれまで見たことがない。

昭和27年検定済教科書「改訂 新しい社会科」(東京書籍) 第3学年・単元Ⅰ「民主主義はどのように発展してきたか」 目次

- 第1章 民主主義の理想は自由、平等である (8頁)
- 第2章 自由と平等ということ (7頁)
- 第3章 古代の民主主義 (9頁)
- 第4章 信仰の自由 (6頁)
- 第5章 アメリカにおける民主主義の誕生 (13頁)
- 第6章 議会制度のはじまり (8頁)
- 第7章 自由主義について (6頁)
- 第8章 フランス革命と民主主義 (7頁)
- 第9章 民主政治の原理 (5頁)
- 第10章 経済上の民主主義 (8頁)
- 第11章 基本的人権の発達 (6頁)
- 第12章 自主、独立の精神 (6頁)

(4) 文化・芸術や宗教知識教育はどこに

最後に、文化・芸術や宗教知識に関する教育の空洞化を取り上げたい。昭和27年の検定教科書では、第3学年において『単元Ⅳ 文化はどのように発展してきたか』という168頁もの独立した単元があり、「私たちの生活と宗教」「私たちの生活と芸術」「私たちの生活と科学」という見出しの下、それぞれ50頁ほどの分量を使って、宗教、芸術、科学について記述していた。

しかし、現行の公民分野の教科書では、自由権の一部として「自由にものを考え、思想や信仰をもち、自分の意見を発表することは、わたしたちが生きていくうえで大切なことです。」と出てくるのみである。文化・芸術や宗教知識に関する記述は、現行の地理分野・歴史分野の教科書でも取り上げられているが、地誌や歴史の全体の流れの中で、断片的に紹介される程度の内容であるため、本質的な部分まで踏み込んで書かれることはない。

ここでは、昭和27年の検定教科書（第3学年・下）

表-6 公民教科書分析表（自由と平等）¹²⁾

使用開始	日本書籍	東京書籍	大阪書籍	教育出版	清水書院	帝国書院	中教出版	学校図書	三省堂
昭和 37	0.5頁・0.2頁	2頁・なし	なし・なし	0.2頁・なし	1.4頁・1頁	0.6頁・0.3頁	3頁・0.3頁	なし・なし	0.4頁・なし
昭和 41	1.3頁・0.3頁	2頁・なし	なし・なし	0.2頁・なし	1.3頁・0.6頁	2.2頁・0.5頁	3.2頁・0.3頁	なし・なし	0.4頁・なし
昭和 44	1.3頁・0.3頁	2頁・0.5頁	0.4頁・0.5頁	0.8頁・0.3頁	1.2頁・0.7頁	2.2頁・0.5頁	3.2頁・0.3頁	1.7頁・0.3頁	
昭和 47	1.5頁・0.5頁	1.7頁・0.5頁	1.9頁・0.5頁	1頁・0.3頁	4.2頁・1.3頁	3頁・0.5頁	4頁・0.5頁	0.8頁・0.5頁	
昭和 50	1.5頁・0.5頁	1.7頁・0.8頁	1.7頁・0.5頁	1頁・0.3頁	4.2頁・1.3頁	3頁・0.5頁	4頁・0.5頁	0.8頁・0.8頁	
昭和 53	2.7頁・1.9頁	1.5頁・0.7頁	1.4頁・1頁	0.3頁・1.2頁	3.5頁・1頁	3.5頁・0.8頁	3.2頁・0.7頁	2.5頁・1頁	
昭和 56	2頁・2頁	1.3頁・4.7頁	1頁・2頁	0.6頁・1.8頁	1.8頁・1頁		2.1頁・なし	2.4頁・2.9頁	
昭和 59	2頁・2頁	2.3頁・2.7頁	1頁・2頁	0.6頁・1.8頁	1.8頁・1頁		2.1頁・なし	1.4頁・2.9頁	
昭和 62	2頁・6頁	2頁・5頁	1頁・2頁	2頁・5頁	2頁・6頁		3頁・(4頁)	2頁・(2頁)	
平成 2	2頁・6頁	2頁・5頁	2頁・3頁	2頁・5頁	2頁・6頁		3頁・(2.6)	2頁・(2頁)	
平成 5	3頁・6頁	2頁・6.2頁	3頁・5頁	2頁・4頁	3頁・8頁	2頁・4頁	3頁・(1.3)	2頁・(2頁)	文教出版
平成 9	2頁・8頁	3頁・11頁	3頁・5頁	2頁・6頁	3頁・8頁	2頁・9頁		扶桑社	3頁・1頁
平成 14	2頁・4頁	2頁・8頁	2頁・4頁	3頁・6頁	3頁・4頁	2頁・8頁		3頁・4頁	2頁・10頁
平成 18	2頁・4頁	2頁・6頁	2頁・6頁	2頁・4頁	3頁・6頁	2頁・8頁		2頁・3頁	2頁・8頁

左側は自由権、右側は平等権を指す。

右側の平等権の個所で、たとえば（4頁）とあるものは、部落や障害者等の差別問題を扱うが、あくまで「人権侵害」の位置づけをしているもの。

の中から、「私たちの生活と宗教」の結びの下りを掲載することとしたい。現在の大人達にも、是非とも読んでいただきたい教科書記述である。

戦後、自立すら許されなかった時代でさえ、これだけの学習指導要領や社会科教科書を作って、次の世代の国民の教育に力を注いだ先人達の努力を、現世代のわれわれは今こそ見つめ直すべきではないか。次の世代に引き継ぐべき公民教科書は、半世紀以上前に出版されたこの昭和 27 年度版教科書ではないであろうか。

2-4 その他（私の子供達は）

以上、本節では中学校の社会科教科書を、地理、歴史、公民と順を追って検証してきたが、実際の中学校の教育の現場でこれらの検定教科書がどのように活用されているか確認するため、私の三人の子供たち（私立高校 3 年生の長男、私立高校 1 年生の長女、私立中学 1 年生の次男）に聞いてみた。が、三人はいずれも異なる私立中学・高校に通っているにもかかわらず、まるで口裏を合わせたかのように「中学社会科の教科書は年度初めに配布されたけど、一度も使ってないよ。」と私に返事したのであった。

『科学的精神に支えられた、合理的な考え方をもち、自主独立の精神を持つ人物の育成』を建学の精神に持ち、生徒の自主的運営により実施される体育祭（入学から卒業まで 6 年間変わらない赤・白・青・黄の 4 色の組で競う学校最大のイベント。先輩・後輩の垣根を越え、生涯、この色は生徒の宝物になる。）を特徴とする長男の学校では、中学の社会科授業は、社会的諸事象に幅広く関心を持ち、主体的に考え調べるための基礎力の習得を進める学習を実

践している。鎌倉見学や奈良・京都研究旅行、芸術鑑賞や歌舞伎鑑賞など、日本や海外の代表的文化に直接触れ、課題レポートを主体的に作成する機会を頻繁に設けていたのもその一環であったようだ。

また、とりわけ私に関心を持ったのは、中学に入学して最初の 1 年間は、川北稔氏の好著『砂糖の世界史』（岩波ジュニア新書）を教材として用いて、社会科授業を行っているという事実である。この書物は、タイトルの通り「砂糖」という一つのモノ（商品）を取り上げ、その商品を通じて世界史（近代史）の一側面を語る「世界システム論」に基づくもので、大航海時代、植民地、プランテーション、奴隷制度、三角貿易、産業革命といった高校世界史の教科書や参考書には必ず出てくる重要用語を使い、高校世界史と学問としての世界史の接点を作ろうとする作品である。

私自身も読んでみて、◇生産に集約的な労働を必要とする砂糖はプランテーションや奴隷制度といった近代ヨーロッパの植民地支配の手法と非常に相性がよかったため、イギリスやフランスの植民地支配の主要な手段となっていたこと、◇砂糖が紅茶やコーヒー、チョコレートといった他の世界商品と結びついてヨーロッパ世界に定着していったということなど、新たな発見が目白押し、そして非常に史的興味をそそられる内容であった。

しかし、本書の白眉は、砂糖の話の内容にあるのではなく、以下に示す筆者の「あとがき」の最後の下りにある。

『歴史を学ぶということは、年代や事件や人名をたくさん覚え込むことではありません。いま私たちの生きている世界が、どのようにしてこんにちのような姿になってきた

昭和 27 年検定済教科書「改訂 新しい社会科」(東京書籍)

第 3 学年・単元Ⅳ「文化はどのようにして発展してきたか」

第 2 章「私たちの生活と宗教」、第 6 節「結び」の記述

宗教はどのようにして起り、どのように変わってきたかをみてきたのであるが、最後に宗教は私たちの生活にとってどのような意味を持っているかを考えてみたい。

前にも述べたように、原始人は自分たちにとっておそろしく、あるいは奇異に感じられる現象に接した時、その背後にそうした現象を起すなにかがあるにちがいないと考え、やがてそれを神としてあがめるようになった。山には山の神、海には海の神というふうに、さまざまな神があるとされたためもそのためである。しかしこのような考え方は、実は原始時代からひき続いて今日もなおみられる。たとえば、大きな木にしめなわをはってあがめたり、雨ごいといって日照り続きの時に祈ったりするものもその一例である。

このような、あがめたり祈ったりする気持は、キリスト教や仏教の信仰とは非常にちがっている。原始的な神はさまざまな現象を生む力として考えられ、その力によって収穫を多くしたり、あらしをしずめたりしようとするものであったが、キリスト教にいう神は山の神、海の神というように数多くあるのではなく、エホバただ一つである。また現世でのこうした利益を求めるよりも、どうしたならば正しくまたなやみなく生きることができるといふ、心の深い所にある信仰に発するもので、むしろ精神生活のよりどころとなるものである。仏教にしてもそうである。世にあるすべてのものは常に移り変わって、まことにたよらないが、この人生をどうしたならば安らかに生きることができるといふことを願うところから発するものである。

このように進んだ宗教が現われるようになったのには、いろいろな原因があるが、教祖やその教えを受けついで育てた人々のなみなみならぬ努力を見おとすことはできない。

イエスには荒野でのげいしい修行があった。またそのあとをついで使徒たちにも、道を求めるための、たゆまない生活があった。仏教でも、禅宗の慧可は祖師である達磨に教えを受けようとして許されず、ついにひじを断ちきってその求道のためには生命もおしくないという決心のほどをみせ、ようやく門下につらなることができたという。こうした話はただこれらの人々に限られたものでなく、すべての宗教界の偉人には、常人にはできないこうした決心と勢力とがあったことを物語っている。今日世界に数多くの信者を持つようになった宗教は、みなこうしたげいしい求道によって得られた教えの上に立ち、また一身の安楽をすてて、ただ人々の救いのために生きぬいてきた宗教家たちによって受けつがれてきたものなのである。それを思えば、私たちはこれらのすべての宗教に対し、深い敬意をあらわすにいられない。簡単によい悪いをきめ、一方を助け他方をおさえるというようなことをすべきではない。また自分の属する宗教のみを尊いとして、異なった宗教の人々にくんだり、これと争ったりすべきではない。常に広い心をもってすべての宗教にのぞむべきである。今日世界の文明国家が、どこでも宗教の自由を認めて、ある宗教だけを許し、他の宗教は禁じるようなことをしないのも、一つにはここから出ているのである。

しかし信仰の自由が認められるようになったのは、そう古いことではない。ヨーロッパでは 16 世紀の終りごろからはじまり、日本では明治になってからである。そのころになると、社会が進んで人の自由が認められ、政治経済の上ばかりでなく、宗教その他あらゆる文化の上で、自由な行動ができるようになったのである。

民主主義の社会は、ひとりひとりの考えに重きを置いて、すべてのことを決しようとする。けれども社会が社会としてなりたつためには、そこに社会としてのまとまりがなければならぬ。しかし、このまとまりを一部の人が強制的に作りあげていくのは正しくない。強制によらないで、しかも人々が自分の考えにもとづいて生活しながら社会としてのまとまりがおのずから生まれてくるためには、人々が互に相手の人格を認めあい、愛情と理解とをもって協力するようにならなければならない。それには人々が我欲によってつらぬかれていく生活をすてる必要がある。我欲は人々の間に不和を招き、残忍な支配欲をかりたてるたねであろう。今日世界に広くいきわたっている宗教は、キリスト教にせよ、仏教にせよ、またイスラム教にせよ、いずれも神や仏の前に人格は平等であり、人々は互に愛しあい、また慈悲の心をもって交わり、我欲を去って和合すべきことを教えている。

人格の平等と、愛と慈悲とを説く宗教は、平和主義をもって共通のたてまえとしている。人々が互に平等であるならば、ある民族が他の民族を征服したり、またある人々が他の人々の自由な生活をふみにじったりしてもよいというはずはない。民族と民族との間、人と人との間にはただ平和のみがあるべきである。それであるから、この平和を促進するための豊かな愛と深い慈悲とが、何よりも貴重なものとして尊ばれるのである。キリスト教の立場から、限らない愛の意義を明らかにしたトルストイ (1828 ~ 1910 年) が、徹底した平和主義者であったことはもっともなことである。

深い信仰を持つ人の生活の仕方として、日常の社会生活において、献身的に他の人々に奉仕する態度が著しいことがあげられている。身の危険を忘れて悪質の伝染病患者につくしたり、また、ただひとり未開の奥地に行き、文明の光に浴していない人々のために働いたりする人も決して少なくない。放浪児やよるべのない老人のためにいこいの場所を設けたり、奉仕的な病院を建てたりするようないろいろの社会事業も、古くから宗教団体の手によって数多く行われているのである。

信仰心のあつたい人々が持っている、社会に奉仕しようとする態度は、日常の仕事をする時にもよく現われる。たとえば、職業も宗教の立場からは、ただ毎日の生計を得るための手段としてではなく、それによってこの世を神、あるいは仏の意にかなうようにするための手段として考えられている。布を織るにしても、それは利益をあげるためになされるのではなく、それを着る人がそれによって寒さをしのぎつつ、安らかに神仏を求めて生きることができるようにとの願いから織られ、またそれを織ることによって得られる報酬は、神仏のたまものとして感じられているのである。従って、人々が仕事によって生きることそのことが神仏の恩によるものと、心からの感謝の念がわいてくるのである。またこのような気持で織られる布が、りっぱにできあがることはいうまでもない。

この感謝の念は、やがて神仏への心をこめての礼拝となって現われる。教会なり寺院なり、あるいは自宅なりで祈りをささげ、経文を読むことが行われているのも、信者たちのこの心の自然な現われである。またキリスト教の降誕祭、復活祭、仏教の灌仏会、涅槃会、などさまざまな行事が行われているが、これもこうした光明に満ちた生活の道を開いてくれた教祖への賛美と感謝の念の現われである。その意味で宗教の信仰に生きる人々にとっては、日々の祈りや行事は重要な意味を持っているのである。もちろんそれぞれの宗教によって、祈りや行事、儀式などの方法はちがっているが、その持っている意味は同じである。宗教をもととしたこのような生活や文化に対してはお互に敬意を持ち、ともに清く美しい生活を作るようにつとめなければならない。

のかを、身近なところから考えてみることなのです。みなさんがこの本を読んで、一見したところ、おたがいに何の関係もないような世界各地の人びとの生活が、相互に深くかわりあっていることを理解していただければ、著者としてはとてもうれしく思います。』

一方、キリスト教信仰に基づく人格教育、個の人格を尊重する人間形成を目指す『敬神奉仕』を建学の精神とする長女の学校では、検定教科書ではなく、カラーの図表が沢山掲載された資料集や授業の度に配布する複写資料を用い

て、先生自らがオリジナルの授業を展開していたようだ。

また、『聖書』の授業では、毎週 1 時間ずつ 6 年かけて、人生の道しるべ、また一生を通して心の支えとなるものを身につけていくことの大切さを教えていただいている。

『気品の泉源、知徳の模範』である人間形成を目指す次男の学校を含め、こうした個性ある教育に、私は魅力を感じる。

3 小学社会科教科書と国土教育

ここでは、小学校（高学年）の学習指導要領及び検定教科書（東京書籍の社会科教科書）を対象として、社会資本整備・管理に関連する記述（国土の現状や課題、社会資本の役割や効果、社会資本整備に携わってきた人々の苦勞、世界の国々との比較等）、及び国土への働きかけの有り様を主体的に判断することのできる能力を養う「情報リテラシー」に関する記述を取り上げ、時間軸に沿って比較検討した。

表-7はこれらを取りまとめたものであるが、授業時間数の減少に伴って、「国土教育」面での記述内容も減少していることが確認できるとともに、小学校の社会科教科書では、4年生の教科書がキーになっていることがわかる。これは、戦後の小学校の学習指導要領が、一貫して、生徒の学習能力が高まった小学4年生の社会科において、「国土（郷土）を開発してきた先人達の努力」を学習プログラムに位置付けてきたからで、現行の教科書においても、「大河原用水（ハヶ岳山麓）の開発」が取り上げられ、14頁を割いて先人（坂本養川）の苦勞とその恩恵について記述されている。

しかし、私が学んだ「現代化カリキュラム」の昭和45年検定教科書では、「開発のむかしといま」という單元において、46頁もの分量が割かれ、なおかつ「相模原台地の新田開発・ダム」、「箱根用水」、「高浜山の砂防林（出雲市）」、「天竜川の堤防」、「八郎瀧の干拓」、高速道路、観光道路、住宅用地、水道等々の社会資本の計画・整備が取り上げられ、幅広くインフラの歴史と先人達の努力・功績が記述されていた。

また、当時の教科書では、「交通の発達」という單元を別に起こして、江戸時代以降の交通の歴史（道路、水運）、鉄道整備の歴史と鉄道網、鉄道をしく苦心（トンネル、橋梁）、交通の発達と産業への影響等について、更に46頁もの分量を割いて、記述している。つまり、現在の小学生と三十数年前の当時のわれわれとでは、圧倒的に国土への働きかけに関する学習量が違うのである。

一方、われわれの世代が学んだ教科書には無かったが、現行の教科書において大きく取り上げられているテーマとして「私たちの生活と情報」を挙げることが出来る。これは、情報化社会の進展に伴い、平成元年の学習指導要領に

において、新たに学習内容の主要事項として位置づけられたもので、平成3年以降の小学5年生の検定教科書では、いずれも大きな分量を割いて記述されることとなった。現行の学習指導要領には、「我が国の通信などの産業について、次のこと（ア. 放送、新聞、電信電話などの産業と国民生活とのかかわり。イ. これらの産業に従事している人々の工夫や努力）を見学したり資料を活用したりして調べ、これらの産業は国民の生活に大きな影響を及ぼしていることや情報の有効な活用が大切であることを考えるようにする。」とあり、また、これを踏まえた検定教科書では、コマースやテレビ・新聞報道を取り上げ、更に誤った報道事例や過熱取材の例を参考資料として掲載し、これらマス・メディア情報を如何に活用するか、またどう読み解くかについてコメントしている。

なお、実は、こうしたメディア・リテラシーの重要性は、戦後～昭和30年代初期の小学6年生の教科書でも、同じように大きな單元として取り上げられていた。戦後の小学6年生用教科書では、当時の識者達が、自ら経験し反省した歴史認識をもってして、次の世代担う自分の子供たちや孫たちのために『マス・メディアを批判的に読み解く勧め』を説いていたのである。

2008年の「メディアに関する全国世論調査」（財団法人新聞通信調査会）によると、日本人の大多数の人はマス・メディアを信頼しており、NHKテレビで74%、新聞で72%、民放テレビでも65%の人がこれらのマス・メディアを信頼しているという結果となっている。これに対し、イギリスでは、世界的に名の知られた高級紙タイムズでも「信頼できる」と答えた人は43%にとどまったとあり（英国新聞・テレビの業界団体メディア・スタンダード・トラストの世論調査結果；2009年2月10日時事通信）、またフランスのカトリック系紙ラ・クロワの毎年の世論調査でも「新聞は信用できない」と答える人が50%前後に達していると報道されている（2009年2月1日読売新聞）。

どうも私たち日本人ほどマス・メディアを信用している国民はいないようである。また、日本の大手新聞ほど、多くの発行部数を誇る新聞社は、全世界中を見ても他に見つけることが出来ないことも事実である（世界新聞協会の「World Press Trends 2008」）。

われわれ日本人が、マス・メディアの発信する情報に如何に左右されやすいか、世論（せろん）を形成されやすい

表-7 小学校社会科教科書の内容の変遷

	昭和26年指導要領、 27年検定	昭和30年指導要領、 同年改訂	昭和33年指導要領、 35年検定	昭和43年指導要領、 45年検定	昭和52年指導要領、 54年検定	平成元年指導要領、 3年検定	平成10年指導要領、 16年検定(現行)
小4～6年 年間授業 時間数計	—	—	420時間/3年	420時間/3年	315時間/3年	315時間/3年	275時間/3年
4年生	<p>■せせんの苦心(38頁)</p> <p>(1)ていぼうをつつた 金一さん</p> <p>(2)きょうどを開いた人々</p> <ul style="list-style-type: none"> 箱根用水(大庭源之丞) 加古用水(聖徳太子) 満濃池(弘法大師) 野火止の用水 (安松金石衛門) 青の洞門(禅海) 河川工事(角倉了以) <p>■発電所の見学(38頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> 工場の停電、電気の働き 太田川の流れ (農業、漁業、灌漑、河川工事) 発電所 <p>■いまの道、むかしの道(40頁)</p> <p>(1)新しい道</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通量、測量、道路設計・工事 <p>(2)むかしの旅</p> <ul style="list-style-type: none"> 街道、宿場、交通手段とスピード <p>■石田市のたんじょう(44頁)</p> <p>(1)石田鉄道</p> <p>(2)汽車と汽船のはなし</p> <p>(3)祝賀会</p> <ul style="list-style-type: none"> 通信・交通の発達の効果 	<p>■おそろしい大水(22頁)</p> <p>(1)台風こそなえて</p> <p>(2)台風のとたかい</p> <p>(3)大水のあと</p> <p>(4)大水をふせごう</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川整備、ダム役割 利根川の東遷 天竜川の治水 武田信玄や加藤清正の治水事業 <p>■交通の進歩(32頁)</p> <p>(1)陸の交通</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路整備の歴史 鉄道整備の歴史 トンネル、鉄橋など交通施設 <p>(2)海の交通</p> <p>(3)空の交通</p> <p>(4)通信の発達</p>	<p>■町や村のきょうりょく(26頁)</p> <p>(1)あれ地を開くこと</p> <ul style="list-style-type: none"> 矢吹が原の開拓、貯水池 堀志村の開墾、道路整備 <p>(2)大水をふせぐこと</p> <ul style="list-style-type: none"> 諫早市の大水と治水事業 利根川の水害と治水事業 <p>(3)けんこうをまもるしごと</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道建設等 <p>■すすんだ交通(36頁)</p> <p>(1)江戸時代の交通</p> <p>(2)陸上交通のはったつ</p> <p>(3)海と空の交通</p> <p>(4)通信のはったつ</p> <p>(5)これからの交通</p> <ul style="list-style-type: none"> 鉄道電化、道路整備、交通事故対策 <p>■きょうどを開いた人々(22頁)</p> <p>(1)用水をつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> 箱根用水 土地をひらく 児島湾の埋立 工業の町をつくる 川崎工業地帯 <p>(4)道路を開く</p> <ul style="list-style-type: none"> 国道32号(四国新道)整備 	<p>■わたしたちの市と 県庁のある市</p> <p>(3)県庁のしごと</p> <ul style="list-style-type: none"> 県道などインフラ整備(4頁) <p>■県の土地のようすと産業</p> <p>(3)産業をささえる交通、通信</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路・通信施設整備の効果(6頁) <p>■開発のむかしといま(46頁)</p> <p>(1)きょうどを開いた人々</p> <ul style="list-style-type: none"> 相模原台地の新田開発、ダム <p>(2)土地を開く</p> <ul style="list-style-type: none"> 箱根用水 高浜山の砂防林(出雲市) 天竜川の堤防(静岡県) <p>(3)くらしをよたかにする努力</p> <ul style="list-style-type: none"> 八郎海干拓(秋田県) 高速道路、観光道路 住宅用地、水道等県の計画 <p>■交通の発達(46頁)</p> <p>(1)きよの交通</p> <ul style="list-style-type: none"> 江戸時代、明治、大正時代の交通 東海道の歴史 鉄道の発達 鉄道整備の歴史と鉄道網 鉄道をしく(トンネル、橋梁) 交通の発達と産業への影響 	<p>■けんこうでゆたかな生活(40頁)</p> <p>(1)ごみのしまつ</p> <p>(2)水道や下水道をふやす</p> <p>(3)わたしたちの生活と電気やガス</p> <p>■安全な生活</p> <p>(2)大水をふせぐ(12頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> 阿武隈川(福島県) <p>■人々のくらしをよくするため</p> <p>(1)公園と人々のくらし(18頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> 開成山公園 熊本市(熊本市) <p>■きょうどを開いた人々(38頁)</p> <p>(1)用水路をつつて水をひく</p> <ul style="list-style-type: none"> 安積疎水工事 <p>(2)川の流れをかえて大水をふせぐ</p> <ul style="list-style-type: none"> 阿武隈川治水工事 	<p>■住みよいくらしをささえる(30頁)</p> <p>(1)ごみと住みよいくらし</p> <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理施設の整備 <p>(2)くらしをささえる水</p> <ul style="list-style-type: none"> 上水道施設の整備 <p>■安全なくらしを守る</p> <p>(1)交通等交通安全施設の整備(8頁)</p> <p>■きょうどを開く(16頁)</p> <p>(1)台地に水を引く(16頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> 通潤橋と用水路(熊本県大津町) <p>■いろいろな土地のくらしと私たちの国土</p> <p>(4)雪国のくらし(12頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> 除雪、消防署・防雪施設 	<p>■くらしをまもる</p> <p>(2)じこやじけんがおきたら</p> <ul style="list-style-type: none"> 歩道等交通安全施設の整備(4頁) <p>(3)安心してくらしをまもるために</p> <ul style="list-style-type: none"> 阪神淡路大震災と復興(3頁) <p>■住みよいくらしをつくる(40頁)</p> <p>(1)ごみの処理と利用</p> <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理施設の整備 <p>(2)水はどこから</p> <ul style="list-style-type: none"> 上水道施設の整備 <p>■きょうどにつたわるわが国</p> <p>(2)きょうどに広がる用水(14頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> 大河原用水(ハケ岳山麓)の開発
5年生	—	<p>■土地と交通(8頁)</p> <p>■交通機関の働き(4頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路、鉄道、航空、水路 	<p>■わたしたちの国土と産業(10頁)</p> <p>(1)国土をながめて</p> <ul style="list-style-type: none"> 国土、気候、土地利用、人口(7頁) <p>■産業をささえる交通運輸(24頁)</p> <p>(1)産業の発達と交通運輸</p> <p>(2)鉄道と交通運輸</p> <p>(3)道路と交通運輸</p> <p>(4)海と空の交通運輸</p>	<p>■日本の国土と産業(42頁)</p> <p>(1)産業のつながり</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民生活 <p>(2)国土と産業</p> <ul style="list-style-type: none"> 国土、気候、土地利用、人口 <p>(3)産業と交通</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路、鉄道、航空、水路 	<p>■日本の国土(50頁)</p> <p>(1)海にかこまれた国土</p> <p>(2)変化の多い地形</p> <p>(3)地域によってちがう気候</p> <p>(4)国土とわたしたちの生活</p> <ul style="list-style-type: none"> 国土利用、人口、交通 <p>(5)わたしたちの国土をいかに</p> <ul style="list-style-type: none"> 水資源、地下資源 	<p>■わたしたちの生活と情報(20頁)</p> <p>(1)情報の働き</p> <p>(2)放送局で働く人々</p> <ul style="list-style-type: none"> メディア・リテラシーを含む <p>■わたしたちの生活と国土(1)人口のかたより</p> <ul style="list-style-type: none"> 浦安市の発展と過疎の村(8頁) 	<p>■わたしたちの生活と食糧生産</p> <ul style="list-style-type: none"> 用水路、高速道路による輸送(4頁) <p>■わたしたちの生活と工業生産</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通施設、物流施設(4頁) <p>■わたしたちの生活と情報(22頁)</p> <p>(1)放送局の働き</p> <p>(2)情報と社会</p> <ul style="list-style-type: none"> メディア・リテラシーを含む
6年生	<p>■私たちの生活の改善(1)私たちの生活</p> <ul style="list-style-type: none"> 構造物の耐震化・不燃化、下水道施設整備(18頁) <p>■新聞とラジオ(46頁)</p> <p>(1)新聞とラジオの働き</p> <p>(2)新聞とラジオの組織</p> <ul style="list-style-type: none"> メディア・リテラシーを含む <p>■交通と通信(54頁)</p> <p>(1)新しい航路を開いた人々</p> <ul style="list-style-type: none"> スエズ運河、パナマ運河 <p>(2)機械を発明した人々</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通の役目 鉄道、道路、港湾、航空 <p>(4)通信の役目</p>	<p>■世界をつなぐ交通通信(34頁)</p> <p>(1)発達した航路</p> <p>(2)世界の交通路を開いた人々</p> <ul style="list-style-type: none"> スエズ運河、パナマ運河 <p>(3)のびゆく空路</p> <p>(4)進歩した通信</p> <p>(5)電信電話の発明</p> <p>(6)日本の通信の発達</p> <p>■新聞とラジオ(34頁)</p> <p>(1)ニュース</p> <p>(2)新聞のできるまで</p> <p>(3)新聞の歴史</p> <p>(4)ラジオの放送</p> <p>(5)ラジオで放送されるまで</p> <p>(6)新聞・ラジオの働きと人々の生活</p> <ul style="list-style-type: none"> メディア・リテラシーを含む 	<p>■国々を結ぶ交通通信(22頁)</p> <p>(1)せまくなってきた世界</p> <ul style="list-style-type: none"> スエズ運河、パナマ運河 <p>(2)世界の交通</p> <p>(3)世界の通信報道</p>	<p>■結びあう世界と平和(1)結びあう世界</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通、通信による結びつき(8頁) 	<p>■わたしたちの生活と政治</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害から命を守る(3頁) 	<p>■わたしたちの生活と政治</p> <ul style="list-style-type: none"> 「公共」、バリアフリー(4頁) 	

環境にあるか、あらためて認識し直さなければならない。そして、国土への働きかけが如何にあるべきか(程度・対象・手段など)は、主権者である国民一人一人が判断しなければならない事項であり、そのためにも、メディア情報を鵜呑みにせず、主体的に読み解いて活用する能力を持たなければならないと、教育しなければならない。こうした

メディア・リテラシーを教養とすることこそ、学校で社会科学を学習する大きな目的の一つではないかと考える。出来れば、この小学5年生の社会科学教科書と同程度のメディア・リテラシー教育は、中学校や高等学校の公民教科書でも、反復学習させたいものである。

次世代教育を考える

1 わが国の社会科教育論（過去から学ぶ）

1-1 福澤諭吉の教育思想

戦後のわが国の教育制度改革は、当時、アメリカにおいて主流であった進歩主義教育（ジョン・デューイ（1859-1952年）の経験主義教育を基盤に据えるアメリカ教育学会の教育論）の導入から始まった。デューイが提唱した「問題解決学習法（Problem-Solving-Learning）」は、生徒自身の自発性・関心・能動的な姿勢から、自ら体験的に学んでいく努力の価値を評価するという学習法で、「①経験の吟味、②問題の発見、③仮説形成と推論、④実験及び観察、⑤仮説の検証」という5段階の自然科学的手法を中核にした科学主義・経験主義に基づく教育カリキュラムでもあった。

前章の「社会科教科書の検証」からも明らかのように、昭和20年代の学習指導要領では、この「問題解決学習」「生活単元学習」と呼ばれる教育方法が積極的に取り入れられ、小学校・中学校・高等学校をとおしてデューイの経験主義教育思想が強く反映された検定教科書が作成されたのであり、逆に、昭和30年代以降は、生活関連の内容ばかり取り上げては体系的な知識を学習できないと批判され、「問題解決学習」「生活単元学習」は学習指導要領から姿を消していった。

しかし、人間の自発性を重視する経験主義教育、人間の自発的な成長を促すための環境整備をわが国の近代教育に持ち込んだのはデューイが最初であったわけではなく、それよりも半世紀前（明治の学校教育制度創設期）において、既に福澤諭吉が非常にリベラルな教育理念を展開していた。

当時、国民教育は、国家の発展に応分の役割を果たしうる人材の養成を優先的課題としたため、法制・軍事や経済・産業などの国家独立のための必須の要件に対応する知識・技能を個々の国民に授けることこそ、明治政府が目指した教育の主眼であった。このいわば「全体」（国家）の側から「個」（個人）を見る視線によって教育の役割を意味づけた代表的人物が初代文部大臣森有礼である。

福澤も森と同様に、日本の独立・富強と文明開化を思想

的関心の中核に据えたのであり、そのための指標を西洋の先進的な学問・文物に見出した点も森と同じであった。だが、福澤は、国家独立のための必須の要件とはあらかじめ国家の側で準備できるものではなく、むしろ国家が個々に独立した国民によって構成されることこそが肝要だと考え、それゆえ教育の第一義的役割とは個々人の自主独立の支援にあると理解したのである。まさに福澤は、「個」の側から「全体」を見る視線をとおして、教育の役割を意味づけたのである。そして、さらに福澤の教育思想は、家庭教育、学校教育、社会教育、国民教育という広範な領域に及んでいた。以下にそのエッセンスを掲載しておく。

(1) 自主独立の精神

■『人は万物の霊なりとは、ただ耳目鼻口手足をそなえ言語・眠食するをいうにあらず。その実は、天道にしたがって徳を脩め、人の人たる知識・聞見を博くし、物に接し人に交わり、我が一身の独立をはかり、我が一家の活計を立ててこそ、はじめて万物の霊というべきなり。(中略)人の自由独立は大切なるものにて、この一義を誤るときは、徳も脩むべからず、智も開くべからず、家も治らず、国も立たず、天下の独立も望むべからず。一身独立して一家独立し、一家独立して一国独立し、一国独立して天下も独立すべし。土農工商、相互にその自由独立を妨ぐべからず。』(中津留別の書)

(2) 家庭教育の重視

■『人倫の大本は夫婦なり。夫婦ありて後に、親子あり、兄弟姉妹あり。天の人を生ずるや、開闢の始、一男一女なるべし。数千万年の久しきを経るもその割合は同じからざるをえず。また男といい女といい、ひとしく天地間の一人にて軽重の別あるべき理なし。(中略)子生るれば、父母力を合せてこれを教育し、年齢十歳余までは親の手許に置き、両親の威光と慈愛とにてよき方に導き、すでに学問の下地できれば学校に入れて師匠の教を受けしめ、一人前の人間に仕立ること、父母の役目なり、天に対しての奉公なり。』(中津留別の書)

(3) 学校教育における「発育」の重視

■『学校は人に物を教うる所にあらず、ただその天資の発達を妨げずしてよくこれを発育するための具なり。教育の文字ははなはだ隠当ならず、よろしくこれを発育と称すべきなり。』(文明教育論)

■『故に教育の要は人生の本来になきものを造りて之に授くるにあらず、唯有るものを悉皆発生せしめて遣る所な

からしむるにあるのみ。如何に巧なる植木屋にても、草木の天性に備るだけを見事に成長せしむるのみにして、其の以上に至りては何等の工夫もあるべからず。教育の事大切なりと雖も、その力を重んずること其の実に過ぐるは天下の通弊にして、恰も教師の工夫を以て人物を陶冶し出さんとする如き者無きにあらず。畢竟人生の天賦の遺伝に堅き約束あるを知らざるが為なり。』(教育の力)

(4) 徳育論 (社会道徳論)

■『人の智徳は根本を資るところは、祖先遺伝の能力と、その生育の家風と、その社会の公議輿論とにあり。(中略) 幼少の時より手につけたる者なれば、血統に非ざるも自然に養父母の氣象を承るは、あまねく人の知る所にして、家風の人心を変化すること有力なるものというべし。』(徳育如何)

(5) 教育の目的 = 「平安主義」

■『教育の目的は、人生を発達して極度に導くにあり。そのこれを導くは何のためにするやと尋ぬれば、人類をして至大の幸福を得せしめんがためなり。その至大の幸福とは何ぞや。ここに文字の義を細かに論ぜずして民間普通の語を用うれば、天下泰平・家内安全、すなわちこれなり。今この語の二字を取りて、かりにこれを平安の主義と名づく。(中略) そもそも今日の社会に、いわゆる宗旨なり、徳教なり、政治なり、経済なり、その所論おのおの趣を一にせずして、はなはだしきは相互に背馳するものもあるに似たれども、平安の一義にいたりては相違うなきを見るべし。宗旨・徳教、何のためにするや。善を勧めて精神の平安をいたすのみ。政治、何のためにするや。悪を懲らし害を防ぎて、もって心身の平安を助くるのみ。経済、何のためにするや。人工を便利にして形体の平安を増すのみ。されば平安の主義は人生の達するところ、教育のとどまるところというも、はたして真実無妄なるを知るべし。』(教育の目的)

1-2 柳田国男の「世間教育論」と「史心」

『社会科とは、「かしこく正しい選挙民となるにはどうすればよいか」とも表現すべき大きな問題解決学習だといえる。』と和歌森太郎との共著『社会科教育論』で語った柳田国男は、戦後、「世間教育論」や「教科書論」「史心」など幅広い視点から、新しい社会科教育思想を展開する教育改革者として活躍するとともに、「はじめに」で紹介したように、『日本の社会』という小学校社会科教科書を自ら監修し、戦後の社会科教育の実践にも情熱を傾けた。これ

は、デューイの教育思想を好意的に評価し、戦後新教育のグローバル・スタンダードともいえた「生活単元学習」を自ら実践しようとしたものであった。

なお、具体的なカリキュラム(表-8)やカリキュラム編成の原則(教科書『日本の社会』の学習指導の手引き)から読み取れるように、柳田社会科の根本には「絶えず現代またはここでの問題であること」という問題認識論があったこと、言い換えれば、ものごとは「時間軸」と「空間軸」でとらえるべきである、とする思想があったことは特筆すべき事実である。

以下では、柳田の教育思想のエッセンスを掲載しておく。

(1) 世間教育論とメディア・リテラシー

■『この社会科こそ、優秀な子供を相手にするのではなく、十人並の人間をつくること、一人前の選挙民をつくることを標榜できる最も好適な「世間」教育の教科ではないかと思っている。(中略) ことに、義務教育を終了するまでに、新聞を批判的に読める素地をつくっておくこと

表-8 柳田社会科教科書の単元⁴³⁾

小学1年生	小学2年生	小学3年生
学校のまわり 道路 水 家畜 物をつくる 遊び	仲良し 川 遠い所、近い所 古いもの、新しいもの 郵便 仕事 火 安全	海の人たち 山の人たち 物と植物 暦 買物と店 食べ物 丈夫なからだ 歌と言葉
小学4年生	小学5年生	小学6年生
友だち 私たちの町や村 産物をふやそう 本 すまい、あかり、燃料 着物 交通	日本という国 人間と自然 道具のむかしと今 私たちの生活と労働 私たちの生活と消費 共同生活 移住	報道 日本の貿易 世界の人々 社会と人 選挙と政治 平和 人の一生

カリキュラム編成の原則 (学習指導の手引き)

- それは絶えず現代またはここでの問題であること。即ち学習する児童の境遇を時間的空間的に土台として、ここから、遠い時代や遠くの世界へ発展させていくものである。
- 事実は少くとりあげて、深く探りこませることが必要である。教育においてかんじんなことは、一つの単元において、またある時間に学んだことを、児童がその直後にはっきり自分自身のものとして身につけることである。そのためには、ある強調すべき事柄について深くはいりこませて、子供に探求の喜びと、それによって得た力の自信をもたせることがたいせつである。(以下略)

は、非常に大事なことである。他人に頼らず、自分の力で世間の動向を判断できるようになれば、その人はもう一人前の選挙民として信頼できる者だといってよいわけであるが、その点に関して、これまでの教育はほとんど顧慮していなかったのではないだろうか。』(社会科教育論)

■『なお一層かんじんなことは、社会にはいったいどんな問題があるのかを発見する力、かつ発見した問題を解いていくプロセスについて、順序だてて一つの設計をなし得る力、それらを訓練するのも、また社会科の役割であるというよいであろう。

要するところは、社会科は個人的に自分自身の生活を力強く切り拓いていく実行力、社会的に共同の問題を協力して客観的に解決する力、そして民主的な社会生活を営んでいく力、これらの力が子供たちに強められていくことを求めるわけである。その力が一貫して培養されていくならば、先ほど言った公共社会人としての個人の責任、態度などに対して敏感になるし、選挙などの具体的機会にその良識が、ほんとうに社会の進歩に有意義に発揮されることになるであろう。』(同上)

(2) 教科書論と教員のあるべき姿

■『教科書無しでは教員諸君は大いに困却するであらうが、この教科書のみで縋りつかれては甚だ困るのであつて、これだけを教へれば歴史教育は済んだのだといふ如き錯覚に陥ることだけは、今後は絶対にやめねばならない。教科書に書いてあるのは、ほんの要項に過ぎず、決して歴史の全部ではない。生徒達が大きくなった後までも、事ある毎に判断の基礎を正しい過去の知識に求めるやうな気持を養成することが、歴史教育の眼目である。』(くにのあゆみ)

(3) 「史心」(関心の灯をともし)

■『史心という言葉はいろいろの内容をもつが、かんじんなところは、社会は動いていくものであるということの確信をもつような心である。その基礎には、今は昔と違っているということ、昔から今の間には、変遷なり発達、進歩があつて現実を昔と変えてきているが、それと同様にこれからも変えていくことができるものであるという確信をもつことが史心である。一口に昔といわれるものの中にもいろいろあつて、それは一つではなく、幾段にもわかれて、変わってきたということである。そうして現実にひろがっているものをまず見つめて、そこに何か

昔から伝承されてきた一つの事情がありはしないか、今のこの原因は昔にありはしないかとたずねていく心も、われわれは史心として理解している。』(社会科教育論)

2 社会科教育を巡る海外の動向(西欧と比較する)

2-1 イギリス(1988年教育改革法と新たな教育システム)

戦後のイギリスでは1944年教育法(Education Act 1944 通称:バトラー法)に基づき、地方教育当局(Local Educational Authority)が教育全体に責任を負うとされ、カリキュラム統制は中央政府の所掌外であった。また、イギリス教育の伝統が「児童中心主義」であったこともあって、英語、算数・数学、理科といった基礎科目さえ、何をどう教えるかは各学校に任されていた。

一方、戦後の「ゆりかごから墓場まで」という言葉に代表される充実した社会保障制度や基幹産業の国有化等の政策は、イギリス社会を他人依存型・無責任型社会へを変質させ、1970年代には、「英国病(The British disease)」と呼ばれる経済の衰退、財政赤字の拡大、国際競争力の低下が深刻化した。そんな中、ロンドンの下町にあるウィリアム・ティンデル校の荒んだ状況がセンセーショナルに報道されたことを契機に、イギリス中で学力低下や学校の荒廃という問題が注目されるようになった。

このような厳しい政治・経済状況下にあつて1979年に誕生したのが保守党のサッチャー政権である。彼女は、後に「サッチャリズム」とも呼ばれる、規制緩和と民営化を柱とする大胆な経済政策を推し進めたが、学校教育の分野においても市場原理を導入し、自律的な学校経営を推進した。一方で、教育に対する国の責任の重要性を説いたサッチャーは、この対照的な二大原則を前提とした「教育改革法」を、1988年(第3次政権時)に成立させた。

このサッチャー政権時の強権的な改革によって関係者の意識が次第に変わり始め、続くメジャー保守党政権、そしてブレア労働党政権と、順次、残された課題の底上げが行なわれた。このような流れを経て、70年代から始まった教育改革は軌道に乗っていった。

なお、日本の現状を見ると、経済が衰退し国の財政が悪化している中で教育改革が叫ばれている点では70年代の

イギリスと極めて類似しており、70～80年代にかけてサッチャー政権が断行した改革は強権ではあったが、それに改良を加えたメージャー政権・ブレア政権の改革も含めて、わが国が学ぶ面は多い。

「1988年教育改革法」から現在に至るまでの英国教育改革のポイントは次の通りである。

(1) 国の教育に関する権限と責任の明確化

- ・「すべての公費維持学校への教育権は教育大臣にある」こと、及び「国定カリキュラムの策定、改訂は教育大臣の権限である」ことを法定化。

(2) 国定カリキュラムの策定と全国共通テストの実施

- ・主要教科である「中核教科(Core Subjects)」として英語、数学、理科の3教科、「基礎教科」(Foundation Subjects)として歴史、地理、技術、音楽、芸術、体育、外国語の7教科(計10教科)が規定された。その後、1995年に「情報技術」が、2002年に「公民」が基礎教科として追加されている。
- ・各教育段階(7歳、11歳、14歳、16歳)の修了時に、カリキュラムの達成度を測る「全国共通テスト(National Test)」を実施し、児童生徒の学習達成度を測ることも規定された。なお、テスト結果は、学校別成績一覧という形で親や地域住民に公表されている。

(3) 宗教知識教育の改善

- ・「英国の宗教的伝統は主としてキリスト教であるという事実を反映しなければならない。と同時に、他の主要宗教についても考慮しなければならない」と規定された。
- ・結果、キリスト教の他に、ヒンズー教、イスラム教、仏教、シーク教、ユダヤ教という六大宗教を宗教知識教育として学ぶことになっている。

(4) 学校監査システムの導入

- ・「1992年教育法」に基づき、学校監査の専門機関として「教育水準局(Office for Standards in Education = OfSTED)」を創設。
- ・学校現場で国定カリキュラムに基づいた教育が行われているか、生徒たちは学習到達目標にきちんと達しているか等について、徹底して学校訪問調査を行い、その結果を公表するシステムを構築。

(5) 「学校理事会」(School Governing Body) の権限拡大

- ・情報公開を前提に、学校運営の権限を、地方教育当局

から校長と保護者や地域住民の代表からなる「学校理事会」に委譲。

- ・具体的には、学校の予算運用権や教職員の任免・罷免権が学校理事会に与えられた。
- ・現在、理事会メンバー数は大体10～20名ぐらいで、親の代表が理事会全体の3分の1、地方教育当局から5分の1、教員の代表が3分の1、地域の代表が5分の1以上という構成。

(6) 親の教育に関する権限と責任

- ・親の学校選択の自由を保障するとともに、保護者の学校理事会への参画を位置づけることで、親の教育に関する権限と責任を明確にした。
- ・また、ブレア政権時の1998年、「子供の教育に対する最終責任者は親である」との原則に基づき、子供の教育に対する親の責任を規定するため、「子育て命令」という規則が導入された。
- ・その内容は、罪を犯した子供の親に対し、子どもの登下校時の同行と夜間の自宅監視を命令。命令違反は1,000ポンド(約20万円)の罰金刑。罰金滞納の場合は禁固刑。さらに子供が再び罪を犯さないよう、親に対しカウンセリングやガイダンスへの参加を義務付けるなど、かなり厳格なものになっている。

(7) 国定の教員育成カリキュラムと教員養成委員会の設置

- ・「1994年教育法」にて教育養成委員会(TTA)が設置され、「1996年教育法」において、教員養成課程の基準化、教員養成、教員確保、教員給与と勤務条件の決定を、国の権限として規定した。
- ・「1998年教員・高等学校法」にて「教員養成のための国定カリキュラム」を策定し、すべての教員養成課程に対して、「教科に関する知識と理解力」「指導計画、教授法、学級経営」「児童生徒の観察、評価方法、記録、報告、説明責任」といった力量を身につけさせることを義務付けた。

(8) その他

- ・イギリスには国定および検定教科書は存在しないが、事実上、国定カリキュラムが基準となって、これに基づき民間の教育出版社が編集・発行している。
- ・また、国定カリキュラムは、教授方法や各学校でのカリキュラム組織方法までは規定しておらず、教師は教材選択の際、自分の教える個々の生徒の状況を考慮に入れ専門的判断を行うことができる。

- ・公立学校の1学級当たり児童生徒数は、初等学校で約26人、中等学校で約22人となっている(2005年)。

2-2 オランダ(教育の自由と多様性)

オランダの民主主義は、多種多様な民族を受け入れてきた歴史的経緯から、「寛容」の民主主義として特徴付けられ、中立や非宗教よりも、むしろ、異なる宗教や信条の平等な共存と相互受容を基礎としている。このオランダの教育基本法にあたるのが憲法第23条(1917年制定)で、公教育の提供は国家の責任であることを規定するとともに、次の3要素からなる「教育の自由」を規定している。

- ①「設立の自由」・・・市民団体が一定数の生徒の就学を証明して学校を設立する自由(ただし、校舎は市が提供する)
- ②「理念の自由」・・・宗教・非宗教の信条に従って教育をする自由
- ③「方法の自由」・・・教材・学級編制等を含む教育方法の自由

憲法第23条に基づくオランダの教育システムのポイントは次の通りである。

オランダ憲法第23条 Grondwet voor het Koninkrijk der Nederlanden

1. 教育は政府の持続的責務の対象である。
2. 教育の供与は、法が定める官庁の監督および教育の供与者の技量と特性についての検査の条件を満たす限り、自由である。
3. 公立教育は、各人の宗教ないしは信条を尊重して、法が定める。
4. 各地方自治体において、当局により、十分な数の学校において十分な公立普通初等教育が供与される。法が定める規則に準じて、教育機会の供与が十分認められる限りにおいて、この規定の逸脱が認められる。
5. 教育について国庫から全部ないしは一部の費用を拠出する妥当性の要件は、私立教育に関する限り、主義の自由を遵守して、法が定める。
6. この要件は、普通初等教育については、国庫から全額負担を受ける私立教育および公立教育の妥当性は、教材の選択と教員の任命に関して、特に私立教育の自由を尊重して定められる。
7. 法が定める要件を満たす私立普通初等教育は、公立教育と同一の基準に従って国庫から費用を拠出される。私立普通中等教育および予備高等教育に対する国庫からの補助が与えられるための要件については、法が定める。
8. 政府は国会に対して、各年、教育の状態についての報告を行う。

(1) 個性ある多様な学校の並存

- ・憲法第23条で定められた3つの「教育の自由」(「設立の自由」、「理念の自由」、「方法の自由」)によって、オランダでは個性ある多様な学校が並存している。
- ・具体的には、一定数の生徒が集まることさえ証明できれば、それがどのような教育理念・宗教的倫理に基づくものであれ、市民団体は自由に私立学校を建てることができ、また、公私立校間で国庫補助金額に差がなく、保護者負担にもあまり大きな差がないため、結果、全国の学校に占める私立校の割合は、初等教育で7割弱、中等教育で7割強に及ぶ。なお、小学校の規模は全校生徒数平均約220名と小さい。

(2) 無学区制(学校選択の自由と教育の質)

- ・オランダの学校には学区制がなく、また、通学範囲内には多種多様な学校がある(歩いて買い物に行けるほどの距離に3つや4つの学校があり、子供が自転車で通える範囲までを含めると、容易に10校前後が候補としてあがるのが普通)。
- ・したがって保護者は、理念や方法の異なる複数校から子供を通わせる学校を100%自由に選択できる。

(3) 保護者の学校運営参加

- ・学校教育の質の維持や向上にかかわる保護者の会として最も重要なのは「学校経営参加評議会」(通称MR)で、1992年に施行された「教育経営参加法」によって、オランダのすべての初等・中等学校では、公私立の別なく、MRを設置することが義務づけられた。
- ・MRの構成員は、初等教育の場合には「保護者+教職員」、中等教育の場合には更に「生徒の代表」も参加。(学校運営責任者である校長は、MRには参加しない)
- ・MRは、教職員の任命や解雇等の重要な決議事項に関する勧告権や同意権を有している。

(4) 教育課程

- ・初等教育の教科の種類は、感覚身体運動、国語(オランダ語)、算数・数学、英語(最終2年)、人類と世界へのオリエンテーション(地理、歴史、自然、社会、思想史を含む分野横断的な総合科目)、表現活動、保健。
- ・中等教育前期の教科の種類は、国語(オランダ語)、英語、第二外国語(仏語・独語)、歴史と国家制度、地理、経済、数学、物理・化学、生物、ケア科(家庭科と保健を含む自己管理学科)、情報学、技術、体育、芸術。
- ・全体時間数中、約30%は上記必修教科以外に各学校

が独自に使用できる。この時間は、見学、催し、補習指導、宗教（道徳）教育、移民の母語教育などに使われる。また、時間割は、子供ごとに個別であってもよい。

(5) 教科書と歴史教育

- ・オランダには検定教科書制度はなく、複数の民間教科書・教材会社がそれぞれに工夫を凝らし、独自の方法で教科書を作成している。
- ・「教育方法の自由」の保障のため、教育方法に関する国や地方自治体による指導はない。一般に、画一教育よりも、個別化・習熟度別による方法の分化を重視し、そのための教材開発が盛んである。（初等教育 1 学級当たりの児童生徒数は平均で約 24 人（2002 年））
- ・実際の歴史教科書では、歴史の流れや出来事の経緯を記述したものでなく、いろいろな時代の新聞記事、ビラ、プロパガンダ、手紙の一部、その時代に生きた人の伝記の一部など、様々な歴史資料が掲載されており、これらの資料を読み解きながら、ある特定の時代の特定の社会で、その資料が人々にとってどのような意味を持つものであったのか、また、一体どの資料が客観的に信憑性があり、どれがプロパガンダなのか、それはどういう点から判断できるのか、といったことを議論させる授業が展開されている。
- ・なお、こうした授業には、国の態度としての公式歴史解釈は全く介在していない。

(6) 教育行政と監督制度

- ・オランダの教育行政は、国の政策方針に基づき、市が担当地域の事情に準じてこれを実施する中央集権型。ただし、学校の独立性が極めて高く保障されている。
- ・学校教育の質管理と監督は「教育監督局」が担当しており、「教育監督法（WOT）」において、教育監督局職員の専門性と独立性が保障されている。
- ・各学校は、独自の教育理念と質管理体制を明記した「学校ガイド」、4 年ごとの更新が義務付けられた「学校計画書」、および「苦情処理手続き」を作成し、教育監督局に提出しなければならない。
- ・各校への個別訪問による監査では、上記の提出書類に明記された各校の独自の質管理体制と自己評価基準が達成されているか等についてチェックされ、監査結果は公表される。

(7) 教育サポート機関

- ・学校で種々の問題に直面した教師のために解決策を考

案・企画し、その実施を支援する専門機関として、全国に 30 数か所、専門職員を常駐させた OBD といわれる「教育サポート機関」がある。

- ・OBD は、新教材・教授法についての長短期の研修や独自の開発を行い、学級経営や学校運営に関し、個別の学校に専門家を派遣して、教師や教職員チームを対象に現場で専門的な助言を行っている。

3 次の世代に残してゆくべき社会科教育の提案

以下では、これまでに論じてきた「戦後社会科教科書の歴史的検証」「福沢諭吉・柳田国男の社会科教育論」「イギリス・オランダの教育制度」を踏まえ、次の世代に残してゆくべき社会科教育論のあるべき姿について、私なりの提案を試みたい。

3-1 家庭教育論（親としてなすべきこと）

(1) 子供の教育は親の責任であることを認識する

西欧では、子供が学校を一步でも出たらその後の言動は、親の責任になる。例えば、子供が街で盗みを働いたり人を殺したりしても、それは当然のごとく親の責任になり、学校はまったく関知しない。従って、マスコミが学校に取材に行くこともない。本来、子供に対する親の責任とはこのようなものである。

わが国においても、明治民法（第 879 条）及び現行民法（第 820 条）は一貫して、「親権ヲ行フ父又ハ母ハ未成年ノ子ノ監護及ヒ教育ヲ為ス権利ヲ有シ義務ヲ負フ（親権を行う者は、子の監護及び教育する権利を有し、義務を負う）」と、子供の教育が親の責任であることを明確に位置づけている。「国民の権利である教育を受けさせるために、子供を小中学校に行かせさえすれば、親の義務は果たした。何かあったら後は（子供と）学校の責任」と開き直る態度は論外である。そのような親は、自分自身が普通教育を受け直さなければならない。

(2) 愛情を持って正面から子供と向き合う

親の生き方は、子供たちにとって、よくも悪くも、深い影響を及ぼす。だからこそ、ひんぱんに正しく子供を褒めてあげたいし、親自身が学習し続ける姿勢を示したい。自らを教育しつつあるという姿以外に、子供に愛し尊敬される教育の現場はない。それは教育の結果がうまく行っているかどうか（つまり親が物知りかどうか）ということとは直接関係ない。子供は結果と同時に、その過程を見ている

のである。己れを教育しようとしないうちに教育は不可能である。

(3) 道徳教育（そのための会話）をしっかりとする

子供は親との会話（議論）を通して、自身も持っている考えの歪みを正し、自分の意志を確立させていく。従って、親はこの会話のなかで子供に、「不正なことをしたい心がありあつたとしても、決して不正なことをしてはならない」と教え諭していくことが必要である。

日本でこれほど不祥事が多発しているのは、裏返していえば、彼ら不祥事を起こした当事者の親たちが人間にとってもっとも重要な「生きる道標」を教えてこなかったからなのではないか。まずは、テレビを消して、家族全員で食事をすることから始めよう。

(4) 「信仰（宗教）」の持つ意味を正しく教える

現代の日本においては、人間を越える「神」や「仏」の概念に対しては、「非科学的」「無知」というような印象をもつが故に、多くの人がそれを避けようとする。また、親も学校もそのように子供たちに教え諭してきた。しかし、「宗教」は本来、現世を利益追求主義で生きるのではなく、どうしたならば正しくまた悩みなく生きることができるといふ、心の深い所にある信仰に発するもので、むしろ精神生活のよりどころとなるものである。或いは、現世にあるすべてのものは常に移り変わって、まことにたよりないが、この人生をどうしたならば安らかに生きることができるといふことを願うところから発するものである。（昭和27年検定教科書の記述参照）

JICE レポート 15 号・研究報告「土木構造物のリスクマネジメントとインフラ・イノベーション」の最後の下りでも紹介したが、自ら無信仰を公言してはばからなかった福澤でさえも64歳をして、残る生涯で更に取り組みたいことのひとつとして、「仏法にても耶蘇教にても孰れにても宜しい、これを引き立てて多数の民心を和らげるようにすること」をあげていたのである（福翁自伝）。人間として、自分を持つ（保つ）上で、信仰心を持たせることは重要である。こうした「信仰（宗教）」の持つ意味こそ、しっかりと教育したい。

(5) 「自由」の意味を正しく教える

「自由」とは、「自らに由る」という意味であり、自分で考えて正しいと判断したことを、勇気と責任を持って実行するということである。そして、それができる人間を育てることこそが、民主主義の要である。「何が真実か」を執

拗に追究する態度を持ち、いろんな視点から自分なりの仮説を検証していく、まさにデューイが提唱した「問題解決学習法」的アプローチのできる人間を育てたい。

(6) 世の中を相対的・批判的に読み解く力を身につけさせる

西欧の学校では、キリスト教の思想の影響もあって、小学生のうちから、「人に騙されないような人間になる」ための教育が実施されている（一神教の世界では「絶対」といえる対象は一神だけだから、他のすべては徹底的に相対化され、すべては、対立概念で把握しなければ罪なのである）。親さえも信じてはいけぬ、という態度を習慣づけておくと「先生が嘘を言った」「社会は虚偽的だ」などということに、いちいち驚いたり、傷ついたり、不信の念を抱いたりしなくなる。

与えられる情報をすべてそのまま信じてしまうのではなく、その中の一つ一つを吟味し、体験に裏付けされた真に必要な情報を選別していく、そんな大きな見取り図を示してあげることも、親の役目だろう。

(7) 子供たちの個性を育てる

人は、自分の才能（能力）があるがままに認められ、それに相応しい場を社会のなかで得てはじめて、大きな幸福感を持って生きていくことができるし、また、幸福感を得られることで、自分の能力をさらに伸ばそうと思えるようになるのではないかと。そして、社会の安定は、そうした幸福な個人によって支えられているとも言える。

人間の才能とは、百人いれば、百人がそれぞれ別個の才能もっている。親の務めは、この子の才能は何なのかをいち早く発見し、その才能を一緒になって正しく育て、開花させてやることである。「出る杭」を決して打ってはならないし、逆に「出る杭」を育てようと努力することこそ必要である。

(8) 自分自身を知ることの重要性を教える

自分は間違っているかもしれないし、自分より優れた意見があるかもしれないと考えられる人は心に余裕があり、自分に本当の自信がある人である。このような人は自分の論理を攻撃されても、自分の人格まで攻撃されているとは思って取らない。他人の意見も取り入れて、自分の意見をさらに進化させたいと思っているからである。こうした自分自身を知ること、そして自分を知ったうえで取るリスクは他人が考えるほど危険ではないことを子供たちに伝えたい。

3-2 学校教育論（学校の先生に期待すること）

「3-1 家庭教育論（親としてなすべきこと）」に記した項目のうち、(2)～(8)の各項目については、文中の「親」を「教師」におきかえれば、それらはすべて学校の先生方に期待する事項となる。このように、親が子供に対して行うべき教育は、学校の先生が子供たちに対して行うべき教育とほとんど同じ内容なのであり、お互いが連携し、コミュニケーションを深めていけば、よりよい教育を実現し得るのではないかと思う。

3-3 教育システム論

（教育行政に携わる人に期待すること）

（1）十分な授業時間数と高質な教科書を担保する

「現代化カリキュラム」(昭和43年・44年学習指導要領)以前の学習指導要領にあった授業時間数を確保し、これに応じたカリキュラム、学習内容の実現を図る。また、学習指導要領や教科書の改訂にあたっては、改めて、わが国戦後の教科書をレビューするとともに、欧米主要国の教科書の記述内容と比較・評価することにより、わが国の未来を託す子供たちの教育に相応しい項目・内容としたい。

なお、教育内容としては、昭和20年代の戦後教科書が実践した「経験主義」的内容と、昭和40年代の現代化カリキュラム教科書が実践した「系統主義」的内容の両者の長所を取り入れることを検討する。知識が能力かのいずれかでなく、知識と能力のいずれをも伸ばすこと、生活学習か系統学習かのいずれかでなく、生活上の問題や経験を重視し、しかも系統的な理解を得させるカリキュラムとすることが望ましい。

（2）教師の人数・専門性を担保する

公立学校の1学級当たり児童生徒数は、イギリスやオランダをはじめとする西欧諸国では20数名であるのに比して、日本では40名（学級編成基準値）と、現場の教師の数が圧倒的に少ない。高質できめ細かい教育をするためには、1学級20数名程度の児童生徒数を規準にすべきではないか。また、勉強の楽しさ・奥深さに触れさせるため、小学校高学年については中学と同様に各科目毎専門教師制の導入を検討する。（中学受験塾に通っている子供たちは、皆一様に「塾の勉強はおもしろい。塾の先生は新しいこと、知らないことを教えてくれる。」と言っている現状を真摯に受け止めたい）。

（3）人間形成カリキュラムを拡充する

豊かな人間教育を行い、日本人としてのアイデンティ

ティを育てるため、科目としての「倫理」や「信仰（宗教）」の導入を検討する。

また、小中学校の社会科の授業では、日本や世界の地誌・歴史・公民の内容はほんの一部しか学習できないのであり、かつまた時間の流れとともに、地理的事実・歴史的事実・政治経済状況も変わっていくものであるから、義務教育を終えてからも、大人になってからも、究極的には一生、社会科の勉強は続いていくのだということを気付かせることのできる授業にしたい。

（4）国土教育とメディア・リテラシー教育を充実する

小学校高学年及び中学校の社会科授業において、「国土形成の歴史」や「交通機関の発達」、「社会資本の整備と効果」等にターゲットを当てたテーマ学習を設けるとともに、海外主要国との比較も含め、わが国の国土やインフラの状況を「時間軸」と「空間軸」でとらて、総合的・集中的に学習する時間を確保する。⇒「公共」に対する理解を深める^{5) 6)}

また、こうした国土教育を効果的に実践していく前提として、自分で考えて正しいと判断したことを、責任を持って実行できる人間を育てる「自由主義教育」を徹底する。とりわけ、メディア・リテラシーの時間を拡充し、小学校高学年と中学校（さらには高等学校）で反復学習するプログラムとしたい。

（5）学校の自立・多様化、学校選択の自由化を図る

学校選択性の導入や私学助成の拡充により、学校選択の自由度を上げるとともに、情報公開を前提として、学校運営の権限をできるだけ学校現場に委ね、学校の独立性を高める。また、教育の質の維持・向上にかかわる主要な意志決定事項に、保護者が関与することのできる仕組みや、学校現場で学習指導要領等に基づいた教育が行われているか、生徒たちは学習到達目標にきちんと達しているか等について調査を行い、その結果を公表するシステムを検討する。なお、こうした新しい教育制度のチャレンジは、既に品川区教育委員会において始められている。

おわりに

佐藤卓己氏の『輿論と世論 日本的民意の系譜学』（新潮選書）は、現在わが国がおかれている社会・政治状況を見通し、自らどう行動していくかについて気付きの機会を

与えてくれる好著である。佐藤氏は、「輿論（よろん）」と「世論（せろん）」を明確に区分し、「輿論（よろん）」が「世論（よろん）」になっていった歴史的経緯を憂い、そして、一人「輿論」を形成していこうと結んでいる。

氏によると、本来、「よろん（輿論）＝public opinion」と「せいろん（世論）＝popular sentiments」はまったく別の言葉であった。「輿論」は伝統的な中国語だが、「世論」は明治日本の新語である。初出例として福澤諭吉『文明論之概略』が引かれることが多いが、福澤は世上の雰囲気（＝「世論」）と責任ある公論（＝「輿論」）を区別していた。維新のスローガン公議輿論は五箇条の御誓文で「広く会議を興し、万機公論に決すべし」と表現された。つまり「輿論」とは尊重すべき公論だった。

一方、軍人勅諭の「世論に惑はず、政治に拘らず」が示す通り、「世論」とは暴走を阻止すべき私情であった。そして、敗戦後、当用漢字表で「輿」が制限漢字となったことをきっかけに、「輿論（よろん）」が「世論」になって「世論（よろん）」になってしまった。

こうした認識を持つことができたわれわれは、率先して「輿論＝公論」と「世論＝私情」を意識的に使い分け、「輿論の世論化」に抗することが必要であり、そのためには、まず世論を「よろん」と読まないことが、易きに流れる「輿論の世論化」に抗する第一歩でないか、と。

新聞やテレビといった受け身のメディアに依存せず、インターネットを活用したり、図書館を利用して書籍を読むことで、自ら能動的に「輿論」を収集する。そしてインターネットを活用するなどして意見表明する。こうしたことを自らの自由意志で実行できる人間を形成していく、それがまさに社会科教育の目標であるのではないか。

最後に、冒頭で紹介した柳田国男の社会科教科書『日本の社会』の小学6年生用教科書の最後の下りを再掲することでこの研究報告を締め括りたい。

『公共しせつについてだいじなことをきめるのは、国や地方の議会です。議会では公共しせつのほかにも、みんなを幸福にするための、いろいろなきそくやしくみをきめます。だから、国民の一人一人がものごとを正しく判断できる力を身につけて、りっぱな議員を選挙することがたいせつなのです。

社会の役にたつ人間になるためには、私たちがこれから勉強しなければならないことがたくさんあります。』

謝辞

本研究報告をまとめるにあたり、問題の提起から、社会資本を時間軸と空間軸から見る「国土学」の視点など、俯瞰的で示唆に富んだご指導と格別のご鞭撻を賜った当センターの大石久和理事長に、深甚なる感謝を捧げます。また、当センター情報・企画部の沼尻明子さんには、本研究報告の作成・編集に当たり、ひとかたならぬご協力をいただきました。厚くお礼申し上げます。

参考文献

- 1) 柳田国男 昭和28年5月『日本の社会 六年下』実業之日本社
- 2) 柳田国男・和歌森太郎 昭和28年『社会科教育法』実業之日本社
- 3) 成城大学民俗学研究所ホームページ
- 4) 財団法人日本青少年研究所ホームページ
- 5) 大石久和 平成18年3月『国土学事始め』毎日新聞社
- 6) 大石久和 平成21年2月『国土学再考「公」と新・日本人論』毎日新聞社
- 7) 文部科学省ホームページ
- 8) 大阪府教育センターホームページ
- 9) 新しい歴史教科書をつくる会ホームページ
- 10) 三谷博編(著) 広田照幸(監修)『歴史教科書問題』リーディングス日本の教育と社会第六巻 平成19年6月 日本図書センター
- 11) 三浦朱門 平成17年7月『全「歴史教科書」を徹底検証する』小学館
- 12) 小山常実 平成17年7月『公民教科書は何を教えてきたのか』展転社
- 13) 海後宗臣 昭和27年検定済『新しい社会科 中学1年上』『同 下』『中学2年上』『同 下』『中学3年上』『同 下』東京書籍
- 14) 鶴飼信成ほか24名 昭和46年検定済『新しい社会 地理的分野』『同 歴史的分野』『同 公民的分野』東京書籍
- 15) 五味文彦・斎藤功・高橋進ほか45名 平成17年検定済『新編 新しい社会 地理』『同 歴史』『同 公民』東京書籍
- 16) 大濱徹也ほか10名 平成17年検定済『中学生の社会科 歴史 日本の歩みと世界』日本文教出版
- 17) 藤岡信勝ほか6名 平成17年検定済『中学社会 改訂版 新しい歴史教科書』扶桑社
- 18) 鈴木正幸ほか13名 平成17年検定済『中学社会 歴史的分野』大阪書籍
- 19) 黒田日出男・小和田哲男・成田龍一・里井洋一・真栄平房昭・仁藤敦史・土屋武志・梅津正美 平成17年検定済『社会科 中学生の歴史 日本の歩みと世界の動き 初訂版』帝国書院
- 20) 大口勇次郎・中村研一ほか8名 平成17年検定済『新中学校 歴史 改訂版 日本の歴史と世界』清水書院
- 21) 笹山晴生・竹内啓一・阿部齋ほか38名 平成17年検定済『中学社会 歴史 未来をみつめて』教育出版

- 22) 峯岸賢太郎ほか 13 名 平成 17 年検定済『わたしたちの中学社会 歴史的分野』日本書籍新社
- 23) 田邊裕ほか 37 名 平成 13 年検定済『新しい社会 公民』東京書籍
- 24) 川田侃・尾藤正英・田邊裕ほか 33 名 平成 4 年検定済『新しい社会 公民』東京書籍
- 25) 鶴飼信成ほか 32 名 昭和 55 年検定済『新しい社会 公民』東京書籍
- 26) 西岡虎之助 昭和 36 年検定済『新しい社会 3』東京書籍
- 27) 新しい社会編集委員会 昭和 30 年検定済『新編 新しい社会 ⑤』『同 ⑥』東京書籍
- 28) 川北稔 平成 8 年 7 月『砂糖の世界史』岩波ジュニア新書
- 29) 内閣府 平成 21 年 7 月『平成 21 年度版 青少年白書』
- 30) 海後宗臣 昭和 27 年検定済『改訂 新しい社会科 4 年上』『同 下』『5 年上』『同 下』『6 年上』『同 下』東京書籍
- 31) 海後宗臣 昭和 29 年検定済・30 年改訂『改訂 新しい社会科 4 年上』『同 下』『5 年上』『同 下』『6 年上』『同 下』東京書籍
- 32) 海後宗臣 昭和 35 年検定済『新しい社会科 4 年上』『同 下』『5 年上』『同 下』『6 年上』『同 下』東京書籍
- 33) 海後宗臣ほか 20 名 昭和 45 年検定済『新しい社会科 4 年上』『同 下』『5 年上』『同 下』『6 年上』『同 下』東京書籍
- 34) 成田克矢・宇沢弘文ほか 27 名 昭和 54 年検定済『新しい社会科 4 年上』『同 下』『5 年上』『同 下』『6 年上』『同 下』東京書籍
- 35) 宇沢弘文・寺崎昌男ほか 30 名 平成 3 年検定済『新しい社会科 4 年上』『同 下』『5 年上』『同 下』『6 年上』『同 下』東京書籍
- 36) 佐々木毅・岩田一彦・谷川彰英ほか 40 名 平成 16 年検定済『新編 新しい社会科 3・4 年上』『同 下』『5 年上』『同 下』『6 年上』『同 下』東京書籍
- 37) 財団法人新聞通信調査会ホームページ
- 38) 世界新聞協会 平成 21 年 1 月『World Press Trends 2008』
- 39) 小西一也『戦後学習指導要領の変遷と経験主義教育』サイエンスネット第 11 号 平成 13 年 5 月 数研出版
- 40) 福沢諭吉(著)、山住正己(編)『福沢諭吉教育論集』平成 3 年 3 月 岩波文庫
- 41) 三田教育会編『慶應義塾の教育論』平成 10 年 8 月 慶應義塾大学出版会
- 42) 福沢諭吉(著)、上沼八郎(編)『福沢諭吉教育論集(世界教育学選集 99)』昭和 56 年 2 月 明治図書出版
- 43) 谷川彰英『柳田国男と社会科教育』昭和 63 年 8 月 三省堂
- 44) 柳田国男『「日本の社会」学習指導の手引き』昭和 28 年 実業之日本社
- 45) 柳田国男『歴史教育の使命ー「くにのあゆみ」に寄すー』昭和 21 年 10 月 28 日付毎日新聞掲載談話
- 46) 柳田国男『国史と民俗学』昭和 19 年 六人社
- 47) 今井康雄(編)『教育思想史』平成 21 年 7 月 有斐閣
- 48) 財団法人学校教育研究所(編)『諸外国の教育の状況』平成 18 年 3 月 学校図書
- 49) 財団法人教科書研究センター『諸外国における教科書制度及び教科書事情に関する調査研究報告書』平成 12 年 3 月
- 50) 中西輝政(監修)、英国教育調査団(編)『サッチャー改革に学ぶ 教育正常化への道』平成 17 年 4 月 PHP 研究所
- 51) 梶島有三(編著)『教育荒廃と闘うイギリスー英国教育調査報告ー 教育基本法改正から始まったイギリス教育改革』平成 17 年 4 月 日本会議
- 52) 吉田多美子『イギリス教育改革の変遷ーナショナルカリキュラムを中心にー』レファレンス平成 17 年 11 月号
- 53) 梶間みどり『イギリスの学校改革から何を学ぶかー自律的な経営とパートナーシップー』BERD NO.02/2005 Benesse 教育研究開発センター
- 54) リヒテルズ直子『オランダの教育ー多様性が一人ひとりの子供を育てる』平成 16 年 9 月 平凡社
- 55) 近藤孝弘『歴史教育と教科書ードイツ、オーストリア、そして日本』平成 13 年 9 月 岩波書店
- 56) ルイス・フォンテス『日本では教えてくれない人生で大切なこと』平成 17 年 2 月 PHP 研究所
- 57) 曾野綾子『絶望からの出発』昭和 56 年 8 月 講談社文庫
- 58) 藤井清孝『グローバル・マインド 超一流の思考原理ー日本人はなぜ正解のない問題に弱いのか』平成 21 年 1 月 ダイアモンド社
- 59) 森田康夫 平成 20 年 12 月『社会資本の品質確保と「官」の使命』JICE REPORT vol.14 (財)国土技術研究センター
- 60) 森田康夫 平成 21 年 7 月『土木構造物のリスクマネジメントとインフラ・イノベーション』JICE REPORT vol.15 (財)国土技術研究センター
- 61) 若月秀夫・吉村潔・藤森克彦『品川区の「教育改革」何がどう変わったか』平成 20 年 7 月 明治図書
- 62) 佐藤卓己『輿論と世論 日本的民意の系譜学』平成 20 年 9 月 新潮選書